
平成31年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

平成31年3月5日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成31年3月5日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第17号 吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第2 議案第18号 吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第19号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第20号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第21号 吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第22号 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第23号 平成31年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第28号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第13 議案第29号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第30号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議案第31号 平成31年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第17号 吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第2 議案第18号 吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第19号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第20号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第21号 吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技

術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第6 議案第22号 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第23号 平成31年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第28号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第13 議案第29号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議案第30号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議案第31号 平成31年度吉賀町一般会計予算

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君

税務住民課長 …………… 齋藤 明久君 保健福祉課長 …………… 永田 英樹君
産業課長 …………… 山本 秀夫君 建設水道課長 …………… 早川 貢一君
柿木地域振興室長 …………… 栩木 昭典君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

なお、中林出納室長においては、窓口業務のため欠席をされます。

日程第1. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第17号吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。

本日もどうかよろしく願いいたします。

それでは議案第17号吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定についてでございます。

吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

なお、詳細につきましては、所管いたしております教育委員会の次長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当より詳細説明を求めます。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） おはようございます。それでは、私のほうから議案第17号吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定について御説明をいたします。

この協議会の設置に関しましては、平成28年に策定いたしました吉賀町教育振興計画の中に、吉賀町教育振興計画の進捗状況を検証するために学校、公民館などの教育関係団体や住民、行政などから組織する吉賀町教育振興計画推進協議会を設置しますとされており、これに基づいて設置するものであります。

それでは、条例の中身について説明いたします。

第1条、設置には、吉賀町教育振興計画の進捗状況を検証するための組織として吉賀町教育振興計画推進協議会を設置するとしております。

第2条、所掌事務としては、振興計画の進捗状況の把握並びに見直しに対する指導及び助言に関する事、その他、目的達成に必要な事項としています。

第3条、組織といたしましては、学校教育、社会教育、PTAのそれぞれの関係者と、その他教育委員会が必要と認める者で、教育委員会が委嘱する12名以内の委員をもって組織するとし、また、委員の任期は2年で、補欠委員は前任者の残任期間としています。

第4条は、役員として会長及び副会長を置き、それぞれの選任方法を委員の互選とし、それぞれの職務について規定しています。

第5条、会議では、会長が会議の招集や議長を務め、会議の開催要件を委員の半数以上の出席とし、意思決定方法を出席委員の過半数で決し、同数のときは議長が決するとしています。

第6条では、委員以外で議事に関係のある者の出席と説明、意見の聴取について規定をしています。

第7条では、委員の報酬及び費用弁償は別に定めるとしており、この後の議案第19号において改正を予定しております。

第8条は、教育委員会事務局で庶務を処理すること。

それから、第9条は、委任規定としています。

そして、附則において、施行日を平成31年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） これ、設置する目的とわかりましたが、教育委員会がありますよね。この教育委員会が、このことを兼務できないちゅうか、こういう目的を、この協議会にかわって教育委員会がやるということはできないんですか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えいたします。

教育委員会がございますが、今回のこの目的としまして、教育振興計画の進捗状況を検証することであるので、その実務をしております学校の関係者であったり社会教育の関係者であったり、PTAの関係者であったりとか、そういったところでそういったことをするのがいいのではないかとこのように考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということはあれですか、教育委員会としては、ある程度、その議会なんで言葉使いが悪いかもしれませんが、教育委員会のほうでは何をすることになるんですか、こういうことやらなくて。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） まず、今回のこの協議会の設置でございますけども、これにつきましては、吉賀町の教育振興計画の中に、この計画を推進する、または検証して推進するために、学校とか公民館とか教育関係団体などの関係者で組織する、この委員会を設置するというの、計画書の中に書いてございまして、それに沿って、今回、これを設置するという提案でございます。

当然、その内容とかその結果等について、吉賀町の教育委員会としては、それを報告いただいて、その内容について議論することも当然あるというふうに思いますので、教育の中でいうと教育委員会というのは、この議会と同じような機能をしているというふうに理解していますので、教育委員会自体は教育の全体的なところを見ながら、重要な課題をやっぱり議論して決定していくというふうに考えていただければいいと思います。

あくまでも今回の協議会の設置につきましては、この教育振興計画の中で、その進捗状況を検証して推進するために、そういう協議会を設置しますということを計画の中にもうたっておりますので、それに基づいて、今回提案をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 振興計画の中で、うたっているということですが、もしこの振興計画を変えて、そういうことをやめるというようなことはできないんですか。教育委員会としての任務が、何かどんどん少なくなっているというか、言うちゃ悪いですが、教育委員会何をやるんじやと言いたくなる場所があるんですがいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） この件に関していうと、この計画書を最終的に議決したのは教育委員会です。だから教育委員会の責任で、この教育振興計画をつくっておりますんで、その進捗等検証するために、幅広くいろんな方の御意見を聞きながら進めていこうということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） こちらの一般質問でこのことも質問することになっていましたので、ちょっと深く聞きませんが、1点だけお伺いします。この振興計画の中には、学校の配置及び学校の施設整備ということで、統廃合の基準とかもうたわれておられますが、このことについても、この振興計画の把握並びに見直しということに対して指導、助言ということがうたわれておりますので、この学校の統廃合についても、この協議会の中で進捗状況及び見直しについて検討するというふうに理解をしておりますがよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 教育振興計画の中で、当然それが目標として、この5年間をやっ

くということになりますので、その内容について、どの程度の進捗があるかというのを検証しつつ、どういうふうに進めていくかという御意見をいただきながら、この5年間をやっていくということでございます。あくまでも。

ですから、ちょっと勘違いしてもらっては困るんですけども、見直しについては、また別途組織をつくって、最終年度のところで見直しの作業をしたいというふうに思っています、今回のこの協議会については、その進捗状況を検証して推進をしていくという目的で協議会を設立することで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第1、議案第17号吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第2. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第18号吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第18号吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございますが、吉賀町森林環境譲与税基金条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします産業課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） おはようございます。それでは、議案第18号につきまして説明をさせていただきます。

まず、第1条のほうでございますが、吉賀町の間伐や人材育成、または担い手の確保、それから木材利用の促進、普及啓発等の森林整備、これらの経費に充てるために本基金を設置するものがございます。

第2条ですが、第2条では、その当該年度に交付される森林環境譲与税の額を積み立てをするということが書かれています。

それから、1つ飛ばしまして第4条、第4条の中に基金を原資とする事業によって発生する収益というものがございますが、これにつきましては、森林経営管理法に基づきまして、町が森林

経営管理事業を実施して、木材等の販売収入等がある場合などを想定して、この文言を挿入をしております。

それから、1つ飛ばしまして第6条です。この基金は第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、基金の取り崩しをすることができるということを定めております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私もこれ、一般質問で題材にしたらと思っているんですが、この譲与税は目的税で、これ以外に使えないということと、報告の義務があるというのを聞いているんですが、これうたっていないなくても大丈夫ですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

この譲与税につきましては、通常の譲与税と違いまして、目的を限定して使うものと議員が言われておるとおりでございます。法令の中で、公表をしていくということも書いてございますので、ただその実際どういう方法で公表していくかというのを、今詳細は国のほうで検討中です。法令のほう書いておりますので、当然公表のほうは、国の示す方法によってやっていくということでございますので、ここの条例の中に明記しておかなくてもいいというふうに解釈をしております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） この設置の第1条で木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する経費を充てるとあるんですが、これは立派なことが例えば作業道、そういうところへ今でもあるようですが、1メートル1,000円とか、そういうものにも、この基金を利用できるわけですか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

できる事業は、全てこの条例の中に明記していないですが、言われるとおりに、例えば路網の整備とか境界の確認とか、こういうことは非常に大事なことで、それについては、この基金を充当できるということになっております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 先般も聞いたかと思うんですが、個人で、町が啓発とか、今のよう境界の云々というのは、大体行政、町もやるわけでしょうけど、個人でもいろんな間伐材を

というのも、もちろんこれは個人、町有林もあるわけじゃから、そういうのも全部、要するに整備に関するものは個人がやって町がやっても使えると、出るということですか。個人でもいいのか、ちょっとこの辺を、もう一度。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） これも法律の中身のほうはいろいろございますが、基本的に使うのは、私有林の人工林、この部分に充てていくというのは基本でございます。

例えば今の路網のことをちょっと言いますと、現在吉賀町でも個人の方が路網整備をしておられます。その場合メーター当たりが2,000円の助成を出しております。この譲与税につきましては、今までやっておったことに対しては充当できないということがございまして、新たな事業に取り組むものに、この譲与税を充てるということですので、例えばですが、今の路網整備に2,000円出しております、メーター。これを3,000円にすると1,000円上げるというようなときには、これは使えるもんだと、例えばの話ですが理解をしております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 森林環境譲与税を受けて、これをもとに森林を整備していくということになると思うんですが、それに当たって、別途町費を支出するということが必要な事業となる場合があるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

先般の全員協議会で説明させていただきましたが、ある程度スパンをおいて譲与税が上がっていきます。初め31年度等につきましては、譲与税額等も少ないわけですが、例えば31年度で使い切れなかったものは、翌年へのくって翌年度以降の森林整備の財源にしていくということですが、例えば町のほうで林道をつけるとか、そういう大きな事業が始まりますと、この譲与税だけでは不足するという場合は、やはりこの譲与税以外の町の財源につきましても、投入することはあり得るというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） もう1点、4条の基金の運用から生じる収益及び基金を原資とするようによって発生する収益、これはどういうことですか。間伐材を道の駅出すですね、それで要するに収益というのはどういうふうに生じるのですかいいね、ちょっと考えることは。個人が間伐材を出して、それを売って、その一部を、またというそんなことはないと思いますが、ちょっとここをもう少し、どういうところに収益が生じるか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 説明が足りませんで申しわけありません。

この森林経営管理法、これにつきまして、前回全協で説明をいたしました、例えば管理ができない森林を町がまず委託を所有者の方から受けて、さらに利用が可能な森林であれば、森林整備の事業体に再委託をするという場合がございます。

それから、もう1つは、事業体がすぐには受け入れて管理ができないというものにつきましては、町が直接しなければいけないということになっております。ですから、町が保育管理をして、例えば伐採等すれば、当然収益が出てくるわけですが、その収益は、もちろん所有者との契約によりますが、例えば6対4で町のほうが6いただくんですよと契約をしておれば、その6割部分の収益が出てまいりますので、その辺の生じた収益については、この基金のほうに積み立てるんだということがございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 3条の2項にある確実な有利な有価証券に変えるとあるんですけど、この確実な有利な有価証券ちゅうことは、どういうことですかいね。これは運用するちゅう意味と思うんですけど、失敗はあり得ないのか、そこら辺はちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

この文言につきましては、この基金ほかにもいろいろ基金ございますが、どの項目にもございます。で、議員が言われたような有価証券に変えたほうが有利だということを想定してこの条文が入っておるわけですが、絶対確実かどうかということにつきましては、なかなか答弁しにくいところがございますが、当然そこそこは精査をして、有価証券に変えるという方法で実施することだろうと思いますが、実態的には、余り事例がないように思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちゅうことは、有価証券に変えることは余りないという理解でいいんですか。この辺ちょっとようわからんです。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 基金の管理のことですけれども、一般的には銀行に定期預金で預けるのが一般的なんですけれども、これまでの例でいうと、国債それから島根県債、これに基金を繰りかえて、繰りかえてというか出資してかえた実績はございます。ですので、民間の株券とかそんなのいないんですけど、国債とか県債とかを基金、定期の利率がそのときよかったですので、民間の銀行に入れるよりか、今の国債とか県債のほうが、はるか利率がよかったですので、そういうふうな基金の運用をやった実績はございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 森林環境譲与税か、これを使って森林を整備するということにな

と思うんですが、先般の説明の中で原木シイタケのホダ木やワサビというようなこと、こういう資源を使った特用林産物の生産拡大や云々という説明がございましたが、この森林環境譲与税の対象となる森林というものは、松や杉、ヒノキ等の用材木林以外の、いわゆる雑木というんですか、ナラやカシとか言われるような森林にも適用されるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

法令上、詳しく書いたものはないように存じておりますが、今までの県等の説明を聞きますと、活用は可能だというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先般の全員協議会でもちょっとお伺いをしたんですが、せっかくこの譲与税という、決まったお金が毎年入ってくるというなことになります。そうすると、今、林道とかいろんなお話がございましたが、地籍調査ですね、山林の、このことについて、これも使えるということであると思いますが、この基金が入ってくるということになれば、この町内の、今まではお金がないから地籍調査ができないという状況もあったかと思いますが、ある程度の出資が、毎年1,000万円なら1,000万円というものが入ってくれば、年間計画として、1年入ったから全部使うわけにはいきませんが、例えば5年先から何町歩できるとかというようなことの計画、そういうふうなことをお考えでしょうか。もし、そのように一番人工林の実際安いときではございますが、一番切羽詰まっておるのは、やはり境界じゃなかろうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員が言われるとおり、地籍調査をすれば一番いいわけです。なかなか地籍調査は国費ですので、なかなか額的に制限があるということですので、ここで譲与税使ってやらせていただく境界の調査につきましては、地籍調査ほどのものの精度性はないにしても、ある程度の境界を固まっていけないと、今からの森林管理ができないということで、そういうものを境界の明確化事業という形ではやっていこうというふうに思っております。

それから、今後それじゃあどこをやっていくかということなんですが、これにつきましては、今年度、済みません、31年度に入りまして、そういう具体的な計画を立てていくわけですが、1つは町有林、官行造林、それから人工林、こういうものが多い山、地域から境界を明確化にして路網をつけながら、整備をしていこうという方針でございますので、今の時点でいいますと、町有林等が多いとなれば、まずは木部谷地区をやって、それから田野原、幸地そういう形になってまいろうかと。それをやりながら、モデル的な吉賀町の森林整備のやり方を考えていきたいと

いうふうを考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の地籍調査の行うということでございます。どちらにしても大変切羽詰まった状態だろうと思いますので、人工林であろうと、今先ほど6番議員が言われたような、自然林、そういうふうなところも、どこが境かわからないというなこと、たびたびあるそうですので、ぜひとも早いうちに実現できるような計画をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどの説明では、今までやってきたことには使えないということでありましたが、2月27日の全員協議会説明資料の23ページにあります、間伐等の森林整備、その下に境界確認、路網整備などというふうにも入っておりますが、いわゆる、もう既に付けてある路網なり林道、これらの管理というか、森林整備のために行う管理という意味ですけども、そういうものにも使えるかということについてわかるでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

ちょっと、今の時点で一つ一つの具体的に対象になるかならないかというところまで出たものはございませんが、例えば今までやっておいた事業に充当できないというようなもので具体的な例を言えば、例えば吉賀町は木の駅プロジェクト事業をしております。それで同じような木の駅プロジェクト事業をするのであれば対象になりませんと。

先ほど、1番議員のほうにありましたが、路網の補助をするのであれば、それについても前と同じ、メーター当たりの同じ単価を補助するのであれば、これは対象になりませんと。同じ事業でせえということですので。

路網整備を新しくする際に、既存の今、林道等、その補修に関しては、今の時点で対象になるかどうか、これについてはちょっと不明瞭なところがございます。また調べておきます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第2、議案第18号吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第3. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第19号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第19号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成17年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第19号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例、これにつきまして説明をさせていただきます。

議案とともに参考資料は4ページと5ページをごらんいただきたいというふうに思います。

なお、説明に入ります前に1点修正をお願いしたいというふうに思います。参考資料の4ページです。

今回、改正に係る新旧対照表をおつけしておりますけれども、その表の中、右側、改正後の表でございます。中ほどに、吉賀町教育振興計画推進協議会、そしてその右側に「委員長」という表現を記載しておりますけれども、ここを「会長」というふうにしていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

そうしますと、内容についてでございます。先ほどの議案第17号吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定、それから後ほど提案いたします、提案する予定でございます議案第22号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例、この廃止、そして参考資料の5ページでございますが、地方創生アドバイザーの設置ということ、この内容にあわせまして、本条例関係部分を改正するということでございます。

より具体の中身につきましては、資料4ページのこの新旧対照表を用いて説明をいたします。

条例の中に別表がございます。その中の改正でございまして、左が現行、右が改正後案ということで、まず、左側のところを見ていただきますと、蔵木中・六日市中統合検討委員会、それからその下の蔵木中・六日市中統合準備委員会、これを廃止するというところで、条例で申し上げますと、ここの部分を削るということになってまいります。

それから、新たに加わるというところで、今度は新旧対照表の右側の改正後案のほうを見ていただきますと、吉賀町教育振興計画推進協議会、それからその下にいただきますと、吉賀町地方創生アドバイザー、これを加えていくというものでございます。

教育振興計画推進協議会につきましては、会長が6,500円、委員が6,300円。それから、

地方創生アドバイザーにつきましては、基本月額5万円、日額3万円という内容で改正をさせていただきますというものであります。

この中で地方創生アドバイザーというものが出てまいりましたが、その内容につきましては、参考資料の5ページのほうにその内容を記載をしているものでございます。これは、現段階においては設置要綱案というところがございますけれども、中身を幾らか説明をさせていただきます。

参考資料5ページの設置要綱案を見ていただきますと、第1条の趣旨ということで、地方創生に関し、戦略的な政策形成を進めるため、専門的かつ実践的な立場から指導、助言を行っていただく地方創生アドバイザーを設置するというところ。

それから、第2条に、第2条の後段のところ、国の地方創生人材支援制度というものがございまして、この制度を活用して、このアドバイザーなるものを設置をしていくということでございます。

それから、1つ飛ばしまして第4条に、そのアドバイザーに行っていただくという任務を記載をさせていただいているというところがございます。

それから、第5条に、アドバイザーに報酬及び費用弁償を支給するというところで、今回のこの報酬と費用弁償支給条例の一部改正を行わせていただきたいという、こういう内容でございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 地方創生アドバイザーの基本月額と日額についてお尋ねします。

要は、例えば東京のほうに在住しておられる先生にアドバイザーを委嘱した場合に、吉賀町に来られて意見をするとかというような形になるときに、日額を払って、通常は基本月額の5万円を払うという意味なんでしょうか。そのあたりのことについて説明をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の質問についてお答えいたします。

私、5ページ、参考資料の5ページ、第7条庶務ということで、アドバイザーとの連絡調整との庶務は、企画において処理するということになっておりますのでお答えさせていただきます。

今、6番議員の御指摘のとおりでございまして、地方創生アドバイザー、現段階においては、大学の教授クラスを考えておりますけど、その方に対して相談料とかいろいろ必要なものとして基本月額を5万円、今、月に1日もしくは2日程度想定しておりますけど、こちらに来ていただいて、直接指導、助言いただいたときに、日額を支払うということで間違いございませんので、

お答えさせていただきます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 第1条の専門的かつ実践的な立場からという、あるんですけど、その辺のちょっと具体的にどういった立場の方があると、それと、本当にこういうなんが必要なかなちゅう、ちょっと思うんですけど、そこら辺も含めて説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、この国の地方人材支援制度ですが、目的としまして、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣するという目的となっております。

その中で、派遣人材としましては、今回におきましては、地方公務員法に定める顧問という位置づけで非常勤特別職で派遣を依頼しているところでございます。

重複するかもしれませんが、役割としましては、市町村長の補佐役として地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担うということございまして、これまでの答弁で何度か申し上げましたが、総合戦略、吉賀町総合戦略につきましては、平成31年度をもって最終年度となりますが、国の現在の動向から見ますと、また新たな総合戦略をつくる必要があるのではないかと今考えております。

その検証委員会等におきまして、必要な助言もいただくこととなっておりますし、今後、いろんな政策を行っていく上で専門的な知識を必要とする場合がございますので、そのときに補佐役として助言をいただくこととしております。

国のバックアップ体制としましては、派遣前に地方創生担当大臣等による講和、取り組みについての講義等の研修を国においても行っていくこととなっておりますし、派遣期間中には年に4回程度情報交換会、報告会を開催することとなっております。

総合戦略に限って言いますと、いち早く情報を仕入れて、今後の対応をしていくことも期待しておりますし、例えば、今後、地域商社等をつくっていく上でも専門的な助言をいただければと思っておりますので、そのような位置づけをしておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 専門的かつ実践的な人材というのを、人選の場合、国がある程度は推薦していただけるのか、それとも町長の裁量でどこからか見つけてくるかと、ちょっと言葉は悪いんですけど、そういった意味と、もう一点は、国のあれということで、国からの補助金で賄うちゅうことですか、その2点。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、制度から申し上げますと、派遣、国のほうへ、国のほうから町のほうへ意向調査がありまして、それに対して派遣希望を出すというのがまず始まりでございます。国のほうとしましては、各省、各大学、各社を通じまして人材を募集しまして、吉賀町のほうで、吉賀町のほうの意向と国の内容とでマッチングを行って、その人を紹介していただくということ、制度的にはなっております。

報酬につきましては、国からの助成はございませんで、町の費用となっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに、10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） このアドバイザーの人選なんですが、今の話を聞いていますと国のほうの紹介でということがあったんですけど、いつまでたっても国、県、小さな自治体という縦の関係から、やっぱり逃れ、出ていかんと地方創生なんかできんと思うんです。

そこで、無理にこういう制度を使うてやるので、国の言いなりになるようなことになるんかもわかりませんが、もう少し何ですか、吉賀町はこういうまちづくりをしたいんだということを国のほうに上げて、そこで先ほど大学の先生とかなんとか言われましたけど、もう少し民間で自由な発想ができる人を選択できる、選択するというような制度ではないんですか。どうなんですか。その辺のところを少し知らせてください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

国の、国が言うとおりにするというつもりはございませんで、あくまでもマッチングする制度を利用したというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） その辺までは理解しておるんですけど、その中で、そのアドバイザーとしてどういう人を要望するかというのは、この町のほうに主導権があるわけなんですか、どうなんですか。もしあるんだったら、もう少し民間できちっと、きちっと言うのはおかしいですけど、いろいろな柔軟な考えを持っておられる人を選択したほうが、地方としての魅力といいますか、力を発揮できる自治体ができるんじゃないかと思うんですけど、その辺のところのしぼりちゅうのがあるんですか、どうなんでしょうか。もしないんでしたら、もう少しアドバイザーとして町がこういうまちづくりをしたいんだという要望を出すわけでしょうから、その要望に沿った民間の方の広くいろいろ探して人選されたほうが、私は町のためになると思うんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

国の制度を利用してマッチングを行うということにしておりますが、人材につきましては、国が、国のほうからこの人を派遣しますと言って決めてくるのではなくて、町が要望を出して、国から制度的に紹介をいただいて、その方がアドバイザーとしてふさわしいとか、失礼しました。ふさわしいという言葉が適切ではございませんでした。町の今の希望に、希望といたしますか、欲しい人材にマッチングして、合うようであれば、その方をアドバイザーとして派遣していただくことになろうかと思えますし、そうでない場合は、また再度人選等を行っていただくこともできますので、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、国から強制的にこの人にしなさいというものという制度ではないということは御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 以前から国が活発な市町村にはお金を出しますというような話が出てます。そういうのを利用するに当たって、利用と言うたら変ですけど、そういう活発な市町村にやっているに、そういうことを見せる前段としてこういうのがないといけないという、ちょっと言うてるのがわかりますか。

それと、もう一点は、日額3万円というのは、30日出りや90万円になるんですけど、上限とか、そこら辺もあるのかちゅう、そこら辺もちょっと含めて、90万円プラス5万円やったら物すごいなりますし、その辺もちょっと、2点ほど。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） ちょっと答弁間違えてたら、また御指摘いただければと思いますが、現在の地方創生、失礼しました。地方創生法等、いろいろ総合戦略がつくられたのが5年前でございます。当時は、地方創生、ちょっと適切な、失礼。正式な名前でなかったら申しわけないです。地方創生交付金ということで、いろいろ単年度、財政措置があったんですが、それ以降は、やはり地方再生法等、そういうふうな計画をつくって積極的に取り組む、計画をつくった地方自治体に対して交付金が出されるという制度となっております。

現状におきましても、新たな総合戦略を立てるに当たっての財政的な措置があるとは、現在、情報は入っておりません。

ただ、やはり地方再生法に基づく事業をするには、総合戦略は必要だと今は認識しているところでございます。

やはり、そういうことを戦略的にやっていく上では、やはり中央の情報というのはいち早く仕入れる、私ども仕入れる必要がありますし、政策形成に当たっては、アドバイスをいただければと思っているところでございます。

それと、先ほどの報酬の件につきましては、重複するかもしれませんが、基本月額として5万円ということで、日額につきましては、こちらへ来られたとき、実働をしたときに1日当たり支払うものとなっております。今想定しておりますのは、月に1日もしくは2日程度こちらへ来ていただくことを想定しておりますので、後ほど一般会計予算でも計上しておりますが、月額2日で組んで約11万円の12カ月程度の予算と今しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この地方創生アドバイザーを設置するということになると、また、新しい先生を委嘱することになるということなんですが、今までまちづくりにいろいろ御意見いただいた千田先生とか作野先生とか、その方々との絡みというのはどうなるんですか。また、そういう先生に委嘱する可能性があるのか。それとも、全然別の人となるのか、その先生方との関係はどうなのかということもちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在おきまして、いろいろな方等紹介を受けておりますが、今、お名前が出た方を再任、再度、任命する可能性はございます。補足で申し上げますが、派遣市町村人材の公表につきましては、3月20日を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 補足になるかどうかわかりませんが、今回、こうしてアドバイザー制度を行うということは、今、この設置要綱の2条にありますように、国の地方創生人材支援制度を活用させていただいて、顧問に相当する役職の方をこちらのほうへ招聘させていただいて、いろいろな指導、助言をいただくということでございます。

ですから、先ほど8番議員のほうからの御質問ございましたが、決して今から地方創生に係る交付金を国からいただきたいがために、その基盤づくりのためにということでは当然ございません。そうではなくて、やはり総合戦略、本当31年度、来年度が最終年度です。ひょっとしたらまた第2次といいますか、次のステージがやっぱりあるんだろうと思います。それに向けて、まず今の既定路線、5年間で最終年度のところでもう少しアクセルを踏み込んで頑張りたいということ、また次のステップに向けて頑張りたいと、そんなためにも中央に近い方にいろいろな情報を早い段階で提供させていただいて、さらにこの総合戦略を進めさせていただきたいということでございます。

4ページの新旧対照表のほうで、いわゆる報酬の部分もございます。実働でこちらのほうへお出かけをいただいたときには、月に一、二回ということで、日額は3万円なんですけど、定額の基

本月額の5万円、これは当然、こちらのほうへいらっしゃらない、中央にいらっしゃれば、首都圏にいらっしゃれば、そちらのほうからいろいろなアドバイスなり、中央の早いホットな情報をこちらに入れていただくとか、こちらでない、現場でない御自分の自宅なり、そうした勤務地のほうから情報提供させていただいたり、お仕事をさせていただくという趣旨の固定額分でございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、先ほど個名が出まして、ありましたが、当然、こちらのほうから国へリクエストして、それに対してマッチングするということでもございまして、結局、国のほうは、国が登録しておられる方の中からマッチングをするわけですので、仮に6番議員のほうからお名前が出たような方が我々もリクエストをする。逆に、それが国のほうでも登録がしてあったということになったときに、それが成就するかどうかということでもございまして、国の登録の内容というのも、今、我々のほうにはわからないわけでもございまして、その作業は今から国の省庁のほうでしていただけるものだろうというふうに理解をしているところでございまして。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第3、議案第19号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....

午前10時14分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4. 議案第20号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第20号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第20号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、吉賀町税条例等の一部を改正する条例（平成29年吉賀町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、議案第20号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

参考資料の6ページ、7ページをお開きください。参考資料によって説明させていただきます。

本条例であります、本年の10月1日から消費税が10%に引き上げられるというように今なるとるところですが、それによりまして、自動車、軽自動車の取得税が廃止され、かわりに環境割が導入されるということでありまして、その環境性能割につきましては、当面の間、市町村にかわりまして県がその税を徴収するということになります。その県が徴収する事務を簡素化するために、島根県全市町村の非課税、課税免除、減免ですか、そういった条文を統一する必要があるために、今回、この条例改正をさせていただくということでありまして、平成29年の条例第5号で1度消費税が延期になって、変わった条例ですが、それをまた再度改正させていただいて、環境性能割への非課税の10月1日以降の徴収に合わせるということでございます。

まず、非課税の部分です。それが81条の2にある部分です。元来、吉賀町ではこの非課税の分については、日赤が所有する軽自動車を全て非課税というようにしていたところですが、島根県では、その部分が右の改正後の案でありますように、種別が細かく規定されています。その部分を入れたという改正であります。

それから、環境性能割の課税免除です。この分についてはなかったわけですが、これが島根県に合わせるということで、第81条の9ということでのせさせていただきます。この部分についても必要な事項は規則で定めるということです。この規則については県の要項等に倣ってするというものでありまして、ほぼできていると思いますが、今後、その規則に合わせた、要項に合わせた規則を上程したいと、つくっていききたいというように考えているところです。

81条の10、7ページの81条の10であります、これについては軽自動車税が10月1日以降、先ほど申しました環境性能割と種別割に変わります。種別割については従来どおり、現在の今の軽自動車税が種別割というような呼び方になるわけですが、日赤の車については非課税といった部分を残しているということでもあります。

その以下、第15条の2以降につきましては、徴収が島根県が環境性能割を徴収することにつきまして、徴収者を「町長」から「県知事」という条項を変更いたしまして、県に徴収委任をしていくという改正であります。

以上、簡単ですが、条例改正の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、課長のほうから説明がありましたけど、吉賀町内に、この非課税範囲という車がどのくらいあるんでしょう。対象車というか。普通の町民の方には、ほとんど、あれはないと思います。どのくらいの台数とがあるのか、お教えいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

非課税については、日赤の所有の車ですんで、吉賀町内にはありません。

現在あるのは、減免です。身体障がい者が持たれている車を減免しております。そういった部分が今、それと、今の一部社協とか、そういった団体の軽自動車を減免しておりますが、そういった部分があるだけで、非課税は今後も発生しないんじゃないかというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） この何でも法律かよくわからない字句があるんですが、語句かな。環境性能割という、この環境性、これはどういう意味ですか。一般には必要ないことか、どうだかと思うんですけど、どういう意味ですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えいたします。

先ほども言いましたが、自動車取得税が税金が消費税が10%に上がる、10月1日から、廃止されて、その分が環境性能割という税の目にかかります。

環境性能割ですんで、環境に負荷を与える車、負荷を与えない車、いろいろ車の車種があるわけですが、負荷を極力与えてないハイブリッド車、電気自動車等については、この環境性能割については、非課税、税金がかからない。それから、あと、1%から2%、性能によって取得価格の1%から2%が環境性能割ということで、取得税と同じような税率、1%から2%の税率をかけて、県が徴収すると、そういった税金であります。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 古い車ね、車検が10年も、私は大体そういうのしかよう乗らんのやけど、古い車は何年以上たったら、この税金が上がるんですか。要するに、どのくらい使ったら、税金が高いのか。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 済みません。お答えします。

この環境性能割は自動車取得税と一緒にですんで、買ったとき、1回、中古の場合でも、価格によって、たしか50万円ぐらいだったと思うんですが、それ以上の価格で売買されたときには、そこに税金がかかるということ、その時点での環境の負荷といいますか、基準を見て、ゼロ、

1%、2%、当面ですね、そういった税金を掛けるということです。

従来の自動車税、今度、10月1日からは、種別割という部分ですが、これについては、13年を経過したものから、1.5倍だったですか、ちょっと今、あれですが、税金が上がるような措置がされております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第4、議案第20号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第5. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第21号吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第21号でございます。吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年吉賀町条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから、議案第21号吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

まず、この条例でございますけれども、表題にありますとおり、水道の布設工事の監督業務を行う監督者に関する資格基準と、水道技術管理者に必要な資格基準について定めたものでございます。

この一部の改正についてでございますけれども、学校教育法の一部を改正する法律が平成29年5月31日に公布をされております。平成31年4月1日より施行される予定となっております。また、技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月28日に公布をされ、

この4月1日より、これも同じように施行されるということになっております。

これらに伴いまして、当該条例、この条例の一部を改正するものでございます。

まず、学校教育法の改正の大まかな概要でございますが、大学制度の中に位置づけられております専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けることとなりました。

この専門職大学の課程は、前期課程が2年または3年、後期課程が2年または1年に区分をされておきまして、当該前期課程を修了した者については、短期大学の卒業と同様の教育水準を達成したものとみなされ、短期大学士相当の学位が授与されることとなりました。つまり、法改正によって制度化される専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に相当することとなるため、大学等卒業者に専門職大学の前期課程終了者が含まれる旨を条例上に明記するためのものでございます。

それから、もう一つございまして、技術士法の施行規則の改正の概要でございます。変化に対応した高い専門性と倫理観を有する技術者の育成確保のため、今後の技術士制度のあり方についての報告がまとめられました。

同報告に基づき、第2試験科目の改正及び他の国家資格との相互活用の促進に係る所要の改正を行うこととし、現在、20部門96科目のところ、20部門69科目に選択科目を見直すこととなり、上下水道部門についても選択科目の水道環境、これが上水道及び工業水道に統合されることになりました。統合され、削除されることになりましたので、この資格を見直すものでございます。

それでは、参考資料の9ページから11ページに新旧対照表をつけておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

9ページから10ページにかけてございますけれども、まず9ページでございます。表の左側が現行、それから右側が改正後案ということになっております。

上のほう3条でございますけれども、3項、学校教育法による短期大学ということで、この後ろに、右側を見ていただきまして、改正後案のほうですけども、「同法による専門職大学の前期課程を含む」ということを挿入しとるところでございます。

以下、同じように対照、対比いたしまして、対象となりますところにつきましては、以下の文章を差しこんでいるというのが内容でございます。

また、真ん中のほう、8項に技術士法というのがございます。この部分につきましては、先ほど申しましたとおり、水道環境が上下水道及び工業水道に統合され、なくなりましたので、左側の現行にはございますけれども、右側の改正後（案）にはここを削除しているという内容になっております。

こうした部分について対応しとる分がここの新旧対照表になっておりまして、以下、同じように見ていただけたらというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第5、議案第21号吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第6. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第22号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第22号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例についてでございます。

蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例（平成29年吉賀町条例第2号）及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例（平成30年吉賀町条例第2号）を別紙のとおり廃止する。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

次のページに廃例の案文を載せておりますが、蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例でございます。次に掲げる条例は廃止する。

（1）蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例（平成29年吉賀町条例第2号）。

（2）蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例（平成30年吉賀町条例第2号）。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

この2つの条例でございますが、いずれも設置目的に基づきまして、それぞれ時間をずらして設置をしていったところでございますが、その設置の目的が終了することとなりましたので、今回、改めて、その廃例の手続をとるものでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 前も質問したことがあるのですが、すみません。校歌はどうなった

んでしょうか。前は、確か検討事項で残っているということだったんですが、新しい校歌はどうなっているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 校歌については、委員会で今まで議論してまいりましたが、統合後に新しくするという方向で決定しておりまして、現在の状況を申し上げますと、その準備にすでに入っておられるようでございます。六日市中学校の方で準備を進めておるといってございます。ただ、4月の開校には間に合わないということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第6、議案第22号蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第7. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第7、議案第23号平成31年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第23号平成31年度吉賀町水道事業会計予算でございます。

総則、第1条、平成31年度吉賀町水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水件数3,170件、（2）年間総給水量86万2,622立方メートル、（3）1日平均給水量2,363立方メートル、（4）主要な建設改良事業、水道管路緊急改善事業で5,297万5,000円でございます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

まず収入でございます。第1款水道事業収益2億4,258万4,000円、第1項営業収益1億1,313万8,000円、第2項営業外収益1億2,944万6,000円。

支出でございます。第1款水道事業費用2億3,686万6,000円、第1項営業費用2億1,000万2,000円、第2項営業外費用2,653万4,000円、第3項予備費33万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,699万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,699万1,000円で補填するものとする）。

収入でございます。第1款資本的収入1億997万2,000円、第1項企業債3,490万円、第2項県補助金1,590万円、第3項他会計補助金5,683万9,000円、第4項工事負担金233万3,000円。

支出でございます。第1款資本的支出1億6,696万3,000円、第1項建設改良費5,297万5,000円、第2項企業債償還金1億1,365万8,000円、第3項予備費33万円でございます。

めくっていただきまして、企業債、第5条でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は、上水道事業債で限度額は3,490万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはお読み取りをいただきたいと思っております。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 収益的支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。(2) 資本的支出、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足が生じた場合における項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

(1) 職員給与費でございます。1,684万4,000円。

他会計からの補助金、第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億4,032万9,000円である。

平成31年3月4日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから議案第23号平成31年度吉賀町水道事業会計予算の詳細説明をさせていただきます。

予算書を進んでいただきまして、次に説明書というものがございます。そこをずっと進んでいただきまして13ページでございます。平成31年度吉賀町水道事業会計予算説明書、収益的収入及び支出でございます。これは、先ほど町長が読み上げました予算の3条予算に係る部分の詳細な説明ということでございます。

まず、款1水道事業収益用、項1営業収益、目1給水収益でございます。

右のページに進んでいただきまして、1、節1給水収益1億1,244万8,000円でございます。これは、水道の料金収入ということでございます。29年度から30年度に向けての実績によりまして計上させていただいております。100%の計上となっております。

その下でございます。節3分担金でございます。69万円、これは加入者の分担金でございます。4万6,000円掛ける15戸を予定しているというところでございます。

その下でございます。項2営業外収益、目2他会計補助金でございます。右に見ていただきまして、節1他会計補助金となっております。8,349万円でございます。これにつきましては、一般会計からの繰り入れという部分の金額でございます。

その下でございます。目1長期前受金戻し入れということでございます。右に見ていただきまして、節の1から4までございます。それぞれの科目に対しまして補助金等々が入っております。この分につきましては、減価償却に基づきまして収益化をしていく、補助金等々入ってまいります分を一括どんと集まるのではなくて、それぞれの減価償却の年度に、合わせまして収益化をしていくというものの戻入金ということでございます。

それから、14ページを進んでいただきたいと思っております。支出でございます。款1水道事業費用でございます。項1営業費用、目1原水及び浄水費でございます。右に見ていただきまして節15光熱水費でございます。1,603万7,000円、施設の電気料でございます。これは、浄水場等に係る電気料ということになります。

節17通信運搬費138万1,000円でございます。これは専用回線の使用料となっておりますが、テレメーターの使用料ということになります。

節19委託料でございます。150万7,000円。まず、除草作業の委託料でございます。浄水池等の除草作業でございます。シルバー人材センターのほうに委託をするという考えでございます。

それから、節20手数料でございます。668万3,000円。説明でございますけれども、水質検査の手数料でございます。毎年といいましょうか、毎月51項目の水質検査を行っておるわけでございますけれども、その水質検査に係る手数料でございます。646万3,000円でございます。

ずっと下にいただいていただきまして、節25工事請負費でございます。409万1,000円。これにつきましては、ろ過池の清掃等、それから浄水池の維持、修繕費等々が入っております。409万1,000円でございます。

それから、その下、節28薬品費でございます。84万6,000円。これは、水道に点滴をいたします消毒液等々の次亜塩素酸ナトリウム等の購入費でございます。

目2配水及び給水費でございます。節17番、通信運搬費でございます。129万8,000円。

今度、これは配水池等に関係いたします専用回線の使用料ということになります。テレメーターの使用料ということになろうかと思えます。

それから、その下19の委託料でございます。171万4,000円、説明書きを説明いたしますと、漏水調査の業務ということになっております。一番下の欄です。94万6,000円計上させていただいております。これは、常時ということも考えられますが、今のところ考えておりますのは、今回は、ことしはないようでございますが、寒季等の凍害が発生した場合の漏水ということで、漏水調査をかけるという部分の費用といたしまして10キロメートル部分、10キロ部分を予定をしておるということで計上させていただいております。

下に行ってくださいまして、節22修繕費でございます。429万円でございます。これは、配水管等の漏水が発生しましたときの修繕費、緊急等の修繕費を計上しております。429万円でございます。

その下、25工事請負費でございます。49万5,000円でございます。減圧弁の点検になっております。今回、朝倉地区でございます減圧弁の点検をする予定にしているところでございます。

ページを進んでいただきまして15ページをごらんいただきたいと思います。款1水道事業費、項1営業費用、目3総係費でございます。ページを右に見ていただきまして、節17通信運搬費でございます。39万6,000円を計上しております。非常用通信装置情報配信料でございます。警報等を鳴らす装置ということになろうかと思っております。これに係る費用でございます。

節19委託料でございます。441万7,000円でございます。ここにありますのは、企業会計の支援業務、それから企業会計のシステム等々の保守、それから業務の支援の業務費を上げておるところでございます。

メーターの検針業務でございます。それぞれのその日——失礼いたしました。各家庭のメーターを検針する検針員さん等の業務でございます。209万3,000円を計上しております。

下がっていただきまして、節23工事請負費でございます。412万7,000円でございます。メーターの交換費用といたしまして198万2,000円、約400件分の、今回はメーターの交換を予定してるところでございます。

その下でございます。中央監視装置機能強化ということで214万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、先ほどのほうでも警報装置というところ、お話をいたしましたけれども、水道施設から役場のほうに監視装置がございますけれども、その監視装置の速度を上げるというものでございます。非常に今、タイムラグがございます。見たいときに

数字がなかなか返ってこないという状況もございまして、その部分の増強、強化ということで計上させていただいておると、ございます。

見ていただきまして、節41でございまして。その他引当金繰入金でございまして。206万1,000円でございまして。引当金繰入額というふうになっておりますけれども、これにつきましては、職員の期末勤勉手当、この部分が12月から3月までの分、これは次年度において支払いをするものでございまして、ここに引き当てておき、次年度で支出をするというものでございまして。

ページを進んでいただきまして16ページでございまして。ここからは予算書の4条予算の詳細な説明になってまいります。資本的収入及び支出でございまして。

款1資本的収入、項2県補助金、目1県補助金を見ていただきたいと思っております。右にページを進んでいただきまして、節2県補助金でございまして。生活基盤施設耐震化等交付金でございまして。これにつきましては、今回、大野原地区の施設の改修を進めてまいります。水道管等の古くなりました老朽化につきまして、新しくしていくというものでございまして、それに対します交付金の額でございまして。補助金でございまして。

その下でございまして。他会計補助金でございまして。——失礼いたしました。項3他会計補助金、目1他会計補助金でございまして。節1他会計補助金でございまして、5,683万9,000円、これにつきましては一般会計から繰り入れる分ということでございまして。

合計金額が最初のほうに載っておりますけれども、1億4,032万9,000円、合計額として繰り入れられる金額でございまして、この部分の資本的収入及び支出に係ります部分の繰り入れ分ということになります。5,683万9,000円でございまして。

項4工事負担金、目1工事負担金でございまして。右に見ていただきまして節1工事負担金でございまして。金額が233万3,000円でございまして。これにつきましては、新畑地区供給いたします負担金、下須の下側、津和野町がございまして、その新畑地区におきまして柿木エリアの水道を供給しているということでございまして、その分に係ります負担金の部分でございまして。74万9,000円。

それから、今回、その下でございまして、消火栓負担金でございまして。これは、今回、大野原地区等々を補修をいたしますけれども、その分に係りまして、消火栓等が出てまいります。消火栓につきましては、消防等の、防災等の関係になりますので、この分については水道の持ち物ではないということで、そのあたりから負担をいただくということで158万4,000円を計上しているところでございまして。

続きまして、支出でございまして。款1資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設整備費でございまして。右にページを進んでいただきまして、節25工事請負費でございまして。大野原地区の

布設工事、老朽管の布設工事でございます。5,244万8,000円を計画しているところでございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金でございます。右に見ていただきまして、節1企業債償還金でございます。1億1,365万8,000円、これは企業債の償還に充てる金額でございます。

以上で詳細な説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 新聞報道によりますと、40年ですか耐用年数、こういった配水管が9キロ余りあるとかいう報道が出ておりましたが、大野原地区の布設替えはこれに相当するものなんでしょうか。そのあたりを、現状をお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 先ほど議員が申しましたとおり、管の耐用年数は40年と事実上なっておるところでございます。40年に超えた部分に管路を新しくしていくというものでございまして、議員がおっしゃるとおりでございます。今回計画しておりますのは、約1,800メートルを予定をしておるところでございます、この区間におきまして管路を新しくしていくというものでございます。位置的にいいますと、木部谷橋がございまして、木部谷入口がございまして、その反対側向津という地区がございまして、そこから栈敷に向かってずっと国道が延びております。その対岸側に見えます地区、殿明というところがございまして、そのエリア一帯が大体古い管ということになっておりまして、この部分を改修していくという計画になっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ということになると、まだ7キロ強、40年超えの配水管が残るということになるわけですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 大野原地区におきましては、ただいま申しました部分につきましては、今回改修するわけでございますけれども、単年度で改修することがなかなか難しいので、年度年度を切りまして改修をしていくという考えでございます。また、柿木地区を今回同じように業務委託をさせていただきました。柿木地区においても、改修をしていくところでございますけれども、今回は大野原地区ということで、順次改修をさせていただきたいという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） いや、改修されるのはわかりますが、7キロ強残るか、残らないかということをお尋ねしておりますので、こう、します、しますと言われても、その数字を明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○建設水道課長（早川 貢一君） 申しわけございません。平面図は持っておりますけども、細かく足し算をしないとなかなかお答えはできませんので、詳しく計算をさせていただいて、詳細に説明させていただきたいと思いますので、時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。申しわけございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 今のことに関連するかと思うんですが、漏水ね、要するに生産して、全部家庭で使うわけですが、そのどのぐらいの割合が使われとるか。要するに、100水をつくったら、家庭ではどのぐらい消費して、何とか率、漏水率ちゅうんかね。どのぐらい、今、なっておりますか。

○議長（安永 友行君） ここで10分休憩します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第23号の質疑が中途でありましたので、続行します。早川課長より答弁します。

早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 先ほど1番議員の質疑を答えておりませんでしたので、答えさせていただきます。

有収水量ということになろうかと思ひますけれども、30年度部分につきましては、まだ稼働中でありまして、数値は集計されておりません。1番新しい数字でいきますと、平成29年度部分がございますので、平成29年度分にいたしますと、84.49%。つまり水をつくった部分で、お金になった部分についての率が84.49%ということになります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） これは漏れるのが多いかどうかちゅうのは、ちょっとよくわからないんですが、多いと思うんですよ。それで、これ恐らく、先ほど6番議員もあつたように、要するに古い、漏れるのは、家庭とか、使うところで漏れるのはわかると思うんですよ。メーター通るんやから。それ以外に漏れるというものは、多分そこまでの要するに古くなって、それで、

また地盤の形、そういうときに、わかる。

それで、これ早くしないと、だんだんだんだん水道会計何ぼ金をつぎこんでもという結果になると思うんで、早目にそういう漏れる箇所をつかまえて、それで早く直す。それなら、私、全ての予算でも、なるべく使わんというわけやないけど、それなら早く、少しはもつつぎ込んでもやっとかんと、将来的に、さらにふえたら、漏れるのふえたら、大変なことになると思うんですけど、その辺のお考え、今、予算ふやせと言うんじゃないけど、そこまででもしてやらんと思うんですけど、ちょっと、今どういうふうにお考えか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃいますとおりに、時間がたちますと、また老朽管のほうがふえてまいります。その率がふえてまいりますと、直す率もふえてまいります。非常に更新需要という問題が水道の事業の業界ではクローズアップされております。前回の全員協議会のところでも説明させていただきましたけれども、県が発表いたしました連携に関する内容のものでございます。これについても、そういった更新需要が高まっていく中、それから人口がどんどん減少していく中において、水道事業が逼迫していく。そういう状況をどう打開したらいいのかということで、連携等々で体力をつけていくほうがいい方法ではないかということで、そうした県が取りまとめを行っているというところでございます。

そういった状況もございますけれども、なかなか地域性ございますので、そういった部分については、なかなか、うまく進んでないというのも事実でございます。町部はどんどん大きくなり、集約化し、効率を上げていきますけれども、こういう地方部でありますとなかなか難しい。そういった部分になりますと、やはり、今、議員がおっしゃいますとおりに管路の補修というものが重くのしかかってくるということでございます。

吉賀町では、一応、調査をかけましたところ、管路につきましては、178キロの管路延長を持っているところでございまして、それがどんどん、ただいま、この後も老朽化が進んでいくということで、向こう40年におきます更新需要を計算をいたしますと、100億円ぐらいのお金が必要になってくるという問題が発生してまいります。そうはいいまして、40年の長いスパンを考えても、もう、どうしようもありませんので、できるところから、今の事業を進めていかなければならないということになりますけれども、もっと言いますと、トータル的に水道事業全体をどう今後進めていくのかということまで考えた上での更新の計画を立てていかないとなかなか難しいということがあります。

今回お願いをしております、この大野原とそれから柿木の業務委託を発注をして、工事を進めておりますけれども、これにつきましては、どちらにしても、今のところ、早くに作業を進めて

いかなければ、どんどん雪だるま式にふえてくるという状況の中で、とりあえず率の高いところからやっ払いこうということで、柿木と大野原を集めたというところでありまして、規模的にも小さいというところもありましたので、そういった部分を始めたわけでございます。しかし、これからは、今言いましたとおりに、ストック的なマネジメントも考えて、より効率的な部分をどうしていくのかというのが今後の課題になろうかと思っております。そういった部分も、きちっと計画を立てて、今後の水道事業の全体を見通せるような、そういったものを計画をつくっていかねばならないというふうに考えておりますので、今後、その作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ちょっと2点ほどお伺いします。初歩的なことで大変申しわけないんですが、13ページの営業収益のところでは分担金というのが69万円、4万6,000円の15戸分とありましたが、この分担金というのは、ちょっと意味合いが、例えば、新規に入る方が工事代金は別個に恐らく業者に払われると思うんですが、権利金として払うもんが4万6,000円なのですか。それと、15戸というと、昨年ですか、おととしか、七日市のほうから、ずっと工事やっておりますけども、あのときに加入率が20何%とかというお話でしたが、それからすると、そこの対象だけではないと思っておりますけど……。

○議長（安永 友行君） 中田議員。

○議員（5番 中田 元君） はい。

○議長（安永 友行君） 下水道じゃないよ。水道。

○議員（5番 中田 元君） そうか。ごめんなさい。ちょっと勘違いしました。

15戸分というのは、ちょっと少ないかなというような、見積もりがですね、気がしますが、そのぐらいのものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

それともう1点、15ページの委託料というのがあります。メーターの検針業務。209万3,000円でございますが、これ月にしたら16万円ぐらいの、メーターを見て歩くのかなと思うんですが、月に16万円で、例えば、吉賀町内のこの検針して歩く。当然ガソリン代等も必要かと思いますが、何か金額的に安いような気がするんですが、その辺のところはいかがなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、分担金でございます。4万6,000円、はい。これは権利金と申しましょうか、分担金でございます。等しく皆様方に負担をいただくというものでございまして、例えば、4万6,000円をお支払いをいただいて、水道のほうを加入していただきます。その方が、ゆえあ

って、やめられるということになります。そういたしますと、また新たに次に入りたいときには4万8,000円が、失礼しました、4万6,000円が発生いたしますので、権利金というよりも分担金ということで、加入していただくときには、広く皆様方に負担をいただくという金額というふうに考えていただいたほうがいいのかと思っております。

この辺の考え方につきましては、どの事業体にもいろいろと考えございまして、例えば、もう1回払ったら、どこで、どうしても、そのお金はかかりませんという自治体もございまして、吉賀町のように、やめたら、また、いただきたいと思っておりますというふうな、そういう話もございまして、ですので、この分につきましては、そういう考え方でありまして、分担金という、負担をいただく金額というふうにお考えいただけたらと思っております。

それから、15戸分ということで、少ないんじゃないかということでございまして、収入を予定するというのでございまして、余り多くを見積もっても大変であるということで、15あたりを毎年同じように計上させていただいておるということでございまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、15ページの委託料でございまして——お時間をとってしまいまして、申しわけございません。

検針料でございましてけれども、計算の根拠といたしましては、3,200件の110円掛ける3期分、つまりは、2カ月に1回見て回るという状況でございまして、それに対しましての金額でございまして、ということになりますので、約1カ所が100円という感じになるかと思っております、その金額でございまして。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は水道料金のことについて質問いたします。まだ年度末が来ていないので正確的には出てないかと思いますが、まず、徴収率はどのような状況なのか。また、不納欠損は生じることはないよう努力されると思いますが、そのあたりについて、いかがなものか。それと、今後の料金を値上げするか否かについてはどのような状態なのか。途中段階で結構ですから、現行の見込みを教えてくださいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 徴収率につきましては、現在、年度途中ということでございまして、集計はできておりません。それから、不納欠損分につきましても、今のところ、私の手元にデータございまして、わかる範囲で調べまして、後日報告させていただきます。

それから料金でございまして。料金につきましては、今のところ、すぐにどうこうというところについての考えございましてけれども、先ほど申しましたとおりに、更新需要等々の関係がございまして。どんどん管を新しくしていかなきゃならない。そういった部分も含めまして、トータル

的な、全体的な費用がどのぐらいかかって、今後どのぐらいの料金が設定されなければならないかということも出てこようかと思っています。そういった部分も含めてトータル的に検討をした結果、それが料金等に、もしかして、はね返るということでありましたら、その部分について、また、御議論いただきながら進めてまいりたいというふうに思っております、今のところ、お示しをできる材料はないということですので、御了承おきいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） ちょっと細かいこともわかりませんが、14ページの28の薬品費。これは先ほど次亜塩素酸ソーダと言われたと思うんですが、15ページの薬品費があるんですけど、どうですか。消毒液の次亜だけか。それを2つある、ほかに、何か薬品を使われるのかどうかということです。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 会計自体が原水とそれから浄水というふうに分かれておりまして、原水部分に係る部分、それから、浄水部分に係る部分いろいろございます。その部分を含めましての薬品費でございまして、浄水に係る分につきましては、今の言う次亜ということございまして、また、原水費等に係る分につきましても、やはり、同じものでかかってまいりまして、部分的に使うところが違うというところで分かれているというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。いいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第7、議案第23号平成31年度吉賀町水道事業会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第8. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第24号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第24号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算でございます。

平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,682万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

めくっていただきまして1ページ、第1表歳入歳出予算、歳入でございます。款1財産収入、項1財産運用収入6,000円、款3繰入金、項1基金繰入金1,008万円、2他会計繰入金5万9,000円、款5諸収入、項1貸付金元利収入667万8,000円でございます。歳入の合計が1,682万3,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費1,682万3,000円、歳出合計につきましても同額でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから事項別明細書以降の御説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第24号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書は6ページをお開きいただければと思います。総務費、総務管理費、1、一般管理費のところ。002一般事務管理費ということで5万9,000円の予算計上です。これにつきましては、その下に説明を書いておりますけれども、興学資金の審査会に係る委員報酬、それから費用弁償ということです。2回分の予算計上でございます。

それから、その下の003貸付金1,008万円でございます。内訳を申し上げておきますと、既存の貸し付けを行っている方が16人、それから新たに貸し付けを行うという方が12人を見込んでいるということでございます。

それから、その下です。2財産管理費、003基金積立金でございます。これにつきましては、後ほどの歳入のところでも申し上げますけれども、いわゆる返還いただいたものを積み立てるという格好です。中身について申し上げます。返還金として予定しておりますのが648万円でございます。それから、滞納繰越分がございますので、その部分を19万8,000円、それから、利子分を6,000円、合計して668万4,000円という明細、内訳ということになってございます。

それでは、ページは1ページ戻っていただきまして、歳入です。今、申し上げました歳出に係る部分でそれぞれ歳入費目に分けております。最初の財産収入、財産運用収入、1、利子及び配当金ということで、利子分を6,000円。

それから、その下で基金繰入金でございます。興学資金基金繰入金として1,008万円。

それから、その下の他会計繰入金、一般会計繰入金、その他の繰入金ということで5万9,000円、これは先ほどの審査会の経費の部分でございます。

それから、5ページの一番下です。諸収入、貸付金元利収入、貸付金元利収入ということで、

まず、興学資金基金貸付金元利収入648万円、これがいわゆる31年度に返還をいただく予定の金額ということ。

それから、その下の滞納繰越分、興学資金基金貸付金元利収入です。滞納分のところからの返還金ということで19万8,000円を計上させていただいておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第8、議案第24号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第9. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第25号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第25号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,375万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

それから、おめくりいただきまして1ページ、第1表歳入歳出予算、歳入でございます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税1億1,216万9,000円、款2使用料及び手数料、項1手数料9万5,000円、款3国庫支出金、項1国庫負担金1,000円、2国庫補助金328万8,000円、款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金1,000円、款6県支出金、項1県負担金補助金4億5,284万8,000円、款7財産収入、項1財産運用収入1万3,000円、款8繰入金、項1他会計繰入金6,522万9,000円、項2基金繰入金1,000万円、款9繰越金、項1繰越金1,000円、款10諸収入、項1延滞金加算金及び過

料3,000円、2雑入10万5,000円、これに伴います歳入合計6億4,375万3,000円でございます。

2ページ歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費1,289万1,000円、2徴税費27万4,000円、3運営協議会費20万6,000円、款2保険給付費、項1療養諸費3億8,470万4,000円、2高額療養費5,600万8,000円、3移送費2,000円、4出産育児諸費168万円、5葬祭諸費45万円、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分1億2,899万8,000円、2後期高齢者支援金等分3,291万7,000円、3介護給付金分995万1,000円、款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金3,000円、款8保健事業費、項1保健事業費359万6,000円、2特定健康診査等事業費655万5,000円、款9基金積立金、項1基金積立金1万3,000円、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金50万5,000円、款11予備費、項1予備費500万円、これに伴います歳出合計6億4,375万3,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは失礼いたします。議案第25号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。予算書の10ページのほうをお開きいただきたいと思えます。

款1総務費、項1総務管理費、一般管理費でございます。昨年と比較いたしまして、全体的に一般管理費の部分につきましては594万1,000円ほどの減額の内容となっております。主なものといたしましては、右側でございます。人件費部分でございますけれども、昨年度につきましては2名分、31年度につきましては1名分というような形での減少による部分が大きいものというふうに考えてございます。

一般管理費の中にございます臨時雇用賃金でございます。36万円でございます。この部分につきましては、保険給付に関しまして、さまざまな過誤がございますけれども、主に診療報酬にかかわる部分につきましては、国保連合会のほうに委託をして実施をしておりますけれども、実施をされました県の指導監査等々によりまして、資格に関する、資格過誤に関するチェックが十分でないというようなことがありましたので、それに基づきまして、資格過誤チェック用の臨時雇用賃金を計上させていただいておるところでございます。

それから、印刷製本費36万円でございますけれども、こちらにつきましては、保険証の更新、これが毎年度ございますので、その関連の印刷費等々を36万円計上させていただいておるとこ

ろでございます。

それから、業務運営関係の委託料10万4,000円でございますけれども、こちらにつきましては、国保連合会のほうに、現在、利用されておられる薬剤の状況について、ジェネリックに切りかえた場合はどのような軽減が図られるかというような部分でありますとか、あるいは確定申告、今、時期でございますけれども、そういった申告用に使える医療費の通知、そういったものの作成のほうを委託をしておるものでございます。

続きまして、その下の目の連合会負担金でございますけれども、さまざまな電算処理、あるいは運営等々、今、国保の審査状況関係等々、国保連合会のほうに委託しておりますので、こちらの経費ということで、全体的に229万5,000円を計上させていただいております。

続いて11ページのほうに移っていただきまして、総務費の徴税費に係る賦課徴収費、それから国庫運営協議会に係る運営経費等々、ほぼ例年どおりの内容で計上させていただいております。

中段以降が款2保険給付費の療養費等々に入っております。こちらのほうにつきましては、国保の給付費につきましては、一応、平成30年度9月診療分までを参考に算出をしております。給付費につきましては、今現在減少傾向にございます。そういったところをベースとしてございますので、今年度、かなり下がってきております。それぞれを対象の年齢区分ごとに分けさせていただきまして、平成31年度の1年間の医療費等々を推計をさせていただいております。それによりますと11ページの一般被保険者療養給付費の部分につきましては、3億8,091万1,000円ということで、この部分につきましては、前年度比較いたしますと5,761万2,000円の減額というような内容となっております。

以下、同様の、それから退職被保険者につきましては、もう制度が廃止に向かっているということで、対象となります被保険者の方もかなり減少しておるといようなところもございまして、昨年度と比較しまして507万8,000円、予算額で105万2,000円を計上させていただいております。そういった形で、被保険者の減少等々によりまして、保険給付費の部分につきましては、12ページのところにいただきますと、療養諸費のところにつきましては、昨年と比較いたしますと6,356万8,000円の減額の当初予算の内容となっております。

12ページからの中段のところににつきましては、療養費に関連いたします高額療養費の部分でございますけど、こちらも下がっているところに関連をいたしまして全体的に減額をした内容の予算内容となっております。

それから、13ページのほうにいただきまして、中段のところには、国保の受給者の方

が出産された場合の出産育児一時金、それからお亡くなりになった場合の葬祭費等々を載せさせていただきますいております。出産育児一時金につきましては、今年度の実績4名ということでございましたので、30年度と同様の実績額4名分を計上させていただいているところでございます。それから葬祭費につきましては15名分を計上させていただいております。

それから、14ページをごらんいただきたいと思います。平成30年度から財政運営の主体が都道府県、島根県のほうに変わりましたために、町のほうから納付金という形で県のほうに納めなければなりません。こちらにつきましては、県のほうで試算が行われまして、それぞれ市町村ごとの納付金が算定をされております。医療分、後期高齢者の支援分、それから介護納付金分の3つに分かれておりまして、それぞれ県のほうから示されました数値をこの区分ごとに計上させていただいております。

それから、15ページのほうに移っていただきまして、中段の款8保健事業費、項1保健事業費の保健衛生普及費でございます。こちらのほうの右のほうの006健康診査事業費の業務運営関係委託料でございます。302万8,800円でございます。こちらにつきましては——失礼いたしました。328万8,000円でございます。大変失礼いたしました。328万8,000円でございます。大変失礼いたしました。こちらにつきましては、特定健診の受診率の目標の向上率が平成31年度から48%に引き上げられるというようところでございます。その特定健診の受診率達成に向けた取り組みということで、国保連のほうに委託をいたしまして、これにつきましては、財源については国の10分の10事業でございます。国保連のほうで実施をいたします人工知能、いわゆるAIを活用した受診勧奨等々を未受診者を対象に実施をしていくという新たな試みでございまして、この試みを国の10分の10事業を活用することによって、引き上げられます受診率の目標の達成を図っていくということで、平成31年度から実施をされるものでございます。

続きまして、15ページの下段の同じく保健事業費の特定健康診査等事業費でございます。こちらのほうにつきましては、特定健康診査の健診費用を予算化をさせていただいております。一応、業務運営関係の委託料といたしまして577万6,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、集団検診の部分を500人分、それから医療機関へ委託をする部分を200人分、それから人間ドックの部分について90人分を予算化をしておるところでございます。

それから続きまして、16ページの上段の同じく特定健診等の事業費でございますけれども、がん検診の負担金ということで、国保加入者の方ががん検診を受診された場合、がん検診の負担金をおさえまして、その差額分を助成をさせていただく部分を胃がん、子宮がん、肺がん、この3つの検診部分について予算化をさせていただいております。こちらのほうが41万7,000円

でございます。

歳出の主なところについては以上でございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。

5ページでございます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の関係でございます。県のほうから納付金、今年度、島根県のほうに納める納付金の算定データが参っております。それに基づきまして、保険税につきましても、今年度、おおよその目安の保険税を納めるべきものが示されております。こちらの金額のほうをそれぞれ載せさせていただいております。一般の医療費分、介護分、それから後期高齢者の支援分ということでございます。一般被保険者分、それから退職被保険者分、合わせまして、やはり被保険者の減少等々がございます。そういった部分の影響等によりまして、対前年度と比較しまして369万4,000円の減額の内容となっております。

それから、6ページのほうに移っていただきまして、一番下でございます。款3国庫支出金、項2国庫補助金の財政調整交付金302万8,800円、特別調整交付金でございます。――328万8,000円でございます。大変失礼いたしました。こちらにつきましては、先ほど10分の10事業で、国の財源でAIを活用した受診率向上に向けた事業の部分の交付金ということで入ってくるお金でございます。大変失礼いたしました。

それから7ページにいていただきまして、款6県支出金、項1県負担金県補助金の保険給付費等交付金でございます。こちらについて、まず、普通交付金でございます。4億4,071万4,000円でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出のほうで説明をしました保険給付費の療養給付費、それから療養費、それから高額療養費、それから移送費等々の部分につきまして、これは全額県の普通交付金という形で全額県のほうから交付されてまいりますので、同額をこちらのほうに計上させていただいております。

それから、その下の特別交付金1,213万4,000円でございます。こちらにつきましては、これも平成30年度、制度が変わりまして、いわゆるそれぞれの市町村のものの疾病予防、健康づくりの取り組みでありますとか、健診の受診率等々の努力に対しまして、支援金分という形で交付されるものでございまして、今年度についてはこちらも県の試算のデータを活用いたしまして、155万6,000円を計上させていただいております。

それから、その下の県繰入金の2号分でございます。840万円でございます。この部分につきましては、平成30年度から実施されました都道府県への一元化によりまして、今後、保険税の調整を図っていかなければならないという部分ですけれども、短期間に調整をするということは非常に混乱を生ずるということで、激変緩和措置ということで交付される金額、今年度につきましては840万円という数値が示されておりましたので、この部分を予算化をさせていただ

ておるところでございます。

それから、先ほど歳出のほうで説明させていただきました特定健診に係る部分の県の負担金ということで217万8,000円、こちらのほうを計上させていただいております。

それから、7ページ下のほうにつきまして、一般会計からの繰入金でございます。基盤安定の繰入金、こちらにつきましては、保険料軽減部分でございます被保険者の世帯の所得状況等々によりまして、保険料が2割、5割、7割に軽減されるというものでございまして、こちらの軽減分につきまして、一般会計より3,639万7,000円繰り入れをさせていただくというものでございます。

それから、その下につきましては、職員給与費等繰入金でございますので、歳出のほうで予算化させていただきました部分に充当させていただくものでございます。

それから、8ページのほうに移っていただきまして、出産育児一時金につきましては、全体の3分の2を一般会計からの繰入金で賄うということになっておりますので、112万円を計上させていただいております。

それから、財政安定化支援事業繰入金、こちらにつきましては、いわゆる保険者の、保険者という、町の責任によらずに医療費の高騰となる要因がある場合、国からの交付税措置によりまして一般会計のほうに入ってくるお金でございます。そういった部分が今年度1,311万4,000円ということで、この部分を繰り入れをさせていただきます。

それから、その他といたしまして、県が実施をしております福祉医療の助成費、こういった地方単独事業の影響によりまして給付費が高騰する部分、その部分を補うために県のほうから交付される部分、130万1,000円、こちらのほうを予算化をしておるというものでございます。

それから、そういった歳入歳出等々差し引きまして、不足します財源につきましては、国民健康保険事業基金繰入金ということで、今年度は1,000万円を取り崩しを行いまして、充当させていただくというような内容となっております。

大変、濟いませぬ。早口でいろいろと言ひ間違ひもございました。大変失礼いたしました。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、詳細説明が終わりました。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第25号の31年度の国民健康保険事業の特別会計を議題としております。提案者の提案理由の説明が終わったところで休憩に入りましたので、これより質疑を行います。質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第9、議案第25号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第10、議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第26号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第26号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算でございます。

平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,577万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページでございます。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料5,195万4,000円、款2使用料及び手数料、項1手数料7,000円、款4繰入金、項1一般会計繰入金1億8,202万6,000円、款5繰越金、項1繰越金1,000円、款6諸収入、項1延滞金加算及び過料3,000円、項2償還金及び還付加算金19万9,000円、5雑入86万4,000円、款7分担金及び負担金、項2負担金72万5,000円。歳入合計は2億3,577万9,000円でございます。

2ページ歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費937万4,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金2億2,619万6,000円、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金20万円、款4予備費、項1予備費9,000円、歳出合計は2億3,577万9,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、保健福祉課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第26号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保

険事業特別会計の詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうからでございます。8ページをお開きいただきたいと思います。

款1総務費、項1総務管理費の一般管理費でございます。こちら先ほどの国保会計と同様に職員の人件費と事務費部分について計上させていただいております。人件費については1名分の654万円でございます。一般管理事務費の中には、後期高齢者の被保険者の方々を対象といたしました健康診査事業費166万4,000円を計上させていただいております。31年度の健診委託料といたしまして、集団検診で60人分、医療機関受診で20人分、それと合わせまして人間ドックを受診された方を対象といたしまして、脳ドックも含めまして25人分の助成の分を今回予算化をさせていただいております。

それから、8ページの一番下の徴収費につきましては、その部分については今年度より一般管理費のほうに集約をさせていただきました関係で、廃目という扱いとさせていただいております。

9ページをごらんをいただきたいと思います。款2後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合のほうに納付いたしますものにつきましては、一応4つございまして、後期被保険者の方から徴収をさせていただきました保険料部分と、それから基盤安定の負担金部分、それから広域連合の事務費に充てる部分、それから医療費そのものに係る療養給付費等に係る負担金の部分、これら4つから構成されます納付金となっております。あらかじめ広域連合のほうから数字のほうを示されておりますので、平成31年度につきましては、31年度よりも345万円増額となっております2億2,619万6,000円、こちらのほうを先ほどの4つの項目の合計額ということで、今回計上させていただいております。

歳出は以上でございます。続きまして、歳入のほうでございます。5ページのほうをお開きいただきたいというふうに思います。款1後期高齢者医療保険料でございます。その部分につきましては、年金から直接いただきます特別徴収の部分と、納付書等で払っていただく普通徴収の部分がございまして、それぞれ現年度分ということで、特別徴収が4,423万7,000円、それから普通徴収が769万3,000円ということでございます。こちらにつきましても保険料のほうについては後期高齢者広域連合のほうで算定をいたしまして、それに対しまして、うちの収納率等々を乗じたものが数値として示されてまいりますので、こちらの数値のほうを計上させていただいております。

それから、中段の使用料手数料等につきましては記載のとおりの内容ということで計上させていただきます。

それから、後期高齢者関係につきましても、一般会計からの繰り入れがございます。5ページ中段から下のところでございます。款4繰入金、一般会計繰入金でございます。まず、先ほど歳

出のほうで説明させていただきました事務費部分の繰入金に必要なものとして102万2,000円、それから保険基盤安定のための繰入金といたしまして3,497万3,000円、それから職員の給与費部分といたしまして676万5,000円、それからこちらについては広域連合へ支払いをします納付金の部分の事務費部分でございます。こちらが777万4,000円、それと医療費にかかわる部分ということで、療養給付費の負担金として1億3,149万2,000円というような内容となっております、繰入金につきましては、総体で前年度よりも16万4,000円ほど減額という内容となっております。

それから、あと6ページの下のほうの雑入というところがございます。それから、こちらのほうに健診審査受託事業収入ということで86万2,000円、こちらにつきましては、先ほど歳出のほうで説明をさせていただきました被保険者の方々の健診にかかわる費用部分、こちらのほう広域連合からいただくことになっておりますので、該当する経費を計上させていただいているということでございます。

7ページのほうの款7の分担金及び負担金の負担金のところでございますけれども、こちらのほうにつきましては、こちら先ほどの歳出のほうでございました人間ドックの部分の広域連合からの補助金ということで、72万5,000円をを計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 単純なことですが、歳入の5ページで、今の説明で、特別徴収と普通徴収ということがございましたが、特別徴収の年金から引き落としというのはわかるんですが、後期高齢者で普通徴収というのは、どういうふうな内容なのか、ちょっと教えていただけたら。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

基本的には75歳以上の方が後期高齢の被保険者ということになられるんですけども、年金から特別徴収、直接引かせていくためには、年金、保険者側の持っているデータとこちら側とのデータを突合、突き合わせをしまして、その結果、いわゆる突合が完了すれば、その方々の特別徴収が始まるというような形になります。

大体こういった方々が99%近くおられるんじや、相当数おられるんじやないかと思うんですけども、中には資格を取得されたばかりの方々に、そういった突合ができないとか、あるいは

特別徴収、引き去るところで、仮徴収とか本徴収というのが分かれていますけれども、保険料の変動等々によって、本徴収の部分がゼロになった場合は、その段階で特別徴収のほうにストップしてしまって、普通徴収のほうに移ってしまうというようなケースもあるというような方で、そういった方が普通徴収というような対象になってこられるということで、率とすれば、ごく少数の方々になるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程10、議案第26号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第11. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第27号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第27号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算でございます。

平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億9,553万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1 ページ、第1表の歳入歳出予算、歳入でございます。款1保険料、項1介護保険料1億7,714万8,000円、款2使用料及び手数料、項1手数料1万1,000円、款3国庫支出金、項1国庫負担金1億6,662万1,000円、2国庫補助金1億2,335万9,000円、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金2億7,555万7,000円、款5県支出金、項1県負担金1億5,059万7,000円、3県補助金856万8,000円、款6財産収入、項1財産運用収入4万8,000円、款7繰入金、項1他会計繰入金1億8,745万8,000円、2基金繰入金311万8,000円、款8繰越金、項1繰越金1,000円、款9諸収入、項1延

滞金及び過料2,000円、2雑入304万6,000円、歳入合計は10億9,553万4,000円でございます。

めくっていただきまして2ページ歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費3,996万6,000円、3介護認定審査会費1,163万6,000円、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費8億6,766万3,000円、2介護予防サービス等諸費2,300万3,000円、3その他諸費78万5,000円、4高額介護サービス等費2,450万4,000円、7特定入所者介護サービス等費5,780万2,000円、10高額医療合算介護サービス等費230万1,000円、款4基金積立金、項1基金積立金4万8,000円、款5地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費3,153万2,000円、2一般介護予防事業費1,283万5,000円、3包括的支援事業任意事業費2,218万7,000円、5その他諸費17万円、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金10万2,000円、款7予備費、項1予備費100万円、歳出の合計は10億9,553万4,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、保健福祉課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第27号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計の詳細説明をさせていただきます。

予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳出のほうからでございます。こちらも款1総務費、項1総務管理費、一般管理費でございます。国保、それから後期と同様でございます。人件費、それから事務費部分をこちらのほうに計上させていただいておるところでございます。比較いたしますと、昨年度よりも757万円の減額ということで、主な要因といたしましては、2名体制の介護担当職員を現在、こちら1名体制の部分で計上させていただいている部分が大きいというふうに考えております。

それで、一般管理費のほうの説明のところ002一般管理費、事務費のほう3,440万3,000円のほうの説明に移らさせていただきます。こちらのほうといたしましては、主に進捗状況を管理する策定委員会等々の委員さん方の報酬、費用弁償等、それから職員の旅費等々を計上させていただいておりますけれども、中段、業務運営関係委託料といたしまして1,724万6,000円でございます。こちらのほうは社会福祉協議会のほうに委託をしております地域包括支援センター、こちらのほうの運営費の委託料でございます。

それから2つほど下がっていただきましてシステム改修委託料ということで1,061万8,000円計上させていただいております。こちらのほうといたしましては、今、島根県、多くの市町村のほうと共同開発しております事務処理システムがございますが、これが更新時期を

迎えるということで、平成31年度において、そういった更新のための改修費が必要となってくるということで、国保連合会のほうに委託をいたしまして、こちらの改修のほうを行っていくということで、こちらの金額のほうを計上させていただいておるところでございます。それから、その下の調査分析委託料、こちらにつきましては、今現在第7期計画の2年目、31年度が2年目ということになるんですけれども、来年はもう8期計画の策定作業に入らなければならないということで、いわゆる8期計画の策定の調査用のための分析ということで、実際に今、町内で在宅で介護をされておられる方を対象とした調査を300軒の方々に対して行うというものでございます。こちらのほう、今年度実施をさせていただきたいというところでございます。それから、あとは介護保険のシステム関係の機器のリース料、それからソフトウェアの関係の開発の負担金等々をそれぞれ計上させていただいておるところでございます。

それから、11ページのほうに移っていただきたいというふうに思います。2番目のところでございます総務費の3項要介護認定審査会費でございます。こちらのほうといたしましては、要介護認定の調査に必要な嘱託職員の人件費及び主治医の意見書の作成料等々の委託料等々を計上させていただいておるところと、認定のための審査会のほうは、益田広域圏の市町村圏事務組合のほうに負担金という形で579万3,000円を計上させていただいておるところでございます。その次の総務費、徴収費及び趣旨普及費、こちらにつきましては、一般管理費のほうに集約をさせていただきましたので、廃目という形とさせていただいております。

11ページ下のほうから款2保険給付費のほうに入っております。まず、項1の介護サービス等諸費でございます。要介護認定を受けた方々を対象としたものでございます。基本的に7期計画に基づいて推計をしておりましたけれども、30年度の実績等々も反映をいたしまして、一番下にあります居宅でサービスを受けておられる方の給付費、こちらのほうについては、昨年度よりも772万4,000円減額をいたしました1億4,500万円を計上させていただいておるところでございます。

続きまして12ページのほうに移っていただきたいと思います。今回、3月の平成30年度の補正のほうでも計上させていただいたところございますが、3の地域密着型介護サービス費、それから5の施設介護サービス費、施設介護サービス給付費、こちらのほうといたしましては、30年度実績で7期計画よりも伸びているというようなところがありますので、その部分を反映をさせていただきまして、地域密着型介護サービス費については1,606万1,000円を増額させていただき1億7,800万円、施設介護サービス給付費につきましては2,254万6,000円を増額させていただき、5億1,400万円でございます。のほうを計上させていただくものでございます。

それから13ページのほうに移っていただきまして、8の居宅介護住宅改修費でございます。

こちらのほうも43万4,000円増額をさせていただき、317万円でございます。被保険者の方は一旦全額を払って、後から償還払いをしていただく方法から、受領委任払いということで、本来の1割負担部分のみの負担で住宅改修等々ができるようになったということで、この部分につきまして、サービス費、給付費が伸びているというようなところから、このような形で増額のほうをさせていただいておるところでございます。

続きまして、同じく款2の保険給付費の介護予防サービス等諸費でございます。要介護ではなくて、要支援の認定を受けた方々が対象となってまいります。こちらのほうといたしましては、総じて給付的にはほぼ計画どおりではございますけれども、若干、30年度実績等々を反映させていただきまして、介護予防サービス給付費につきましては、30年度よりも149万7,000円減額をさせていただきました1,555万円を今回、計上させていただいておるところでございます。

それから、ちょっと特徴的なところは16ページをお開きをいただきたいと思います。同じく保険給付費で特定入所介護サービス等諸費でございます。特定入所者介護サービス費ということで、いわゆる施設入所者の方々の食費部分でありますとか、部屋代等々に係る部分でございます。こちらでも施設介護サービス費が伸びております関係で、関連をして増額をするだろうという見込みを立てておまして、前年度に対しまして771万円を増額させていただきました。5,764万円を計上させていただいておるところでございます。

それから、17ページをお開きをいただきたいと思います。款5地域支援事業費でございます。その中の項1介護予防生活支援サービス事業費でございます。こちらにつきましては、前年度と比較をいたしまして75万円の減額の2,833万円計上させていただいております。こちらにつきましては、要介護、要支援の認定を受けずにチェックリストのみを活用した簡易な判定により利用できるホームヘルプサービスでありますとか、デイサービス、こういった部分を利用できるサービスでございます。この部分についての予算をこのような形で計上させていただいておるところでございます。

18ページのほうに行ってくださいまして、同じく款5の地域支援事業費の項2一般介護予防事業費でございます。まず、介護予防把握事業費でございます。こちらのほう、介護予防把握事業ということで175万6,000円でございます。先ほど一般管理費のところでは在宅介護調査のほうを実施させていただくという説明をさせていただきました。この部分、来る8期計画策定のためのデータ作成という、データ収集ということでございますが、あの部分は、実際介護を受けておられる方を対象としております。こちらの部分につきましては、日常生活圏域、いわゆる吉賀町でいいますと公民館単位を対象といたしました日常生活圏域というのがございまして、その生活圏域ごとに実際の高齢者の方々のニーズ調査のほうを実施させていただく予算でございます。

す。これも31年度に実施をいたしまして、32年度の計画作成に反映をさせていただきたいというところでございます。

それから、その下の介護予防普及啓発事業費でございます。こちらのほうでは、前年度と比較いたしまして34万3,000円減額となっております。こちらのほうで平成30年度に休止となりました水中運動にかわる部分のストレッチ教室を予算化をさせていただいたところでございます。報償費のところにつきましては、82万5,000円、この中には百歳体操、あるいは各種介護予防教室等の指導員等々の報償費を計上しておりますが、この中にストレッチ教室用の指導員の報償費を計上させていただいております。

それから、業務運営関係委託料でございますけれども、こちらの主には、そういったもろもろ介護予防教室でありますとか、骨折転倒予防教室、気分爽快教室の各種教室の実施に係る委託料を計上させていただいております。

それから、使用料でございますけれども3万9,000円でございます。こちらにつきましては、ストレッチ教室のほうをゆららの部屋をお借りして、月1回程度実施をしていくという計画でございます。その部分の部屋の使用料のほうを上げさせていただいております。機械器具費につきましては、同じくストレッチ教室用に使わせていただくストレッチ用のボール、それからストレッチに使うゴムバンド等々を、一応30個ほど購入させていただくことで計上させていただいております。

それから、一番下の地域住民グループ支援事業費、こちらにつきましては200万9,000円でございます。この分につきましては、ふれあいサロンの実施に係る経費を計上させていただいております。

それから、続きまして19ページのほうでございますけれども、同じく地域支援事業の一般介護予防事業費でございます。地域リハビリテーション活動支援事業費ということで116万8,000円を業務運営関係委託料ということで計上させていただいております。町内にあります六日市病院、非常にリハ職、リハビリテーション職が充実をしているということがございますので、この部分のさまざまな介護予防教室等々への派遣により、機能訓練等々を実施していただく費用に充てさせていただいております。

それから、続きまして19ページ下のほうのところにつきましては、地域支援事業の包括的支援事業、任意事業ということで、地域包括のほうで実施をしていただきます必須となります総合相談支援事業の部分に210万円、それから青年後見と権利擁護の部分で150万円、包括的継続的ケアマネジメントに関する支援を行うための費用として180万円をそれぞれ計上させていただいております。

20ページからは、同じく包括的支援事業、任意事業のほうでございます。こちらのほうで

は委託料といたしまして食の自立支援事業ということで655万6,000円、これは配食サービスへの、配食サービスを実施していただく委託料でございます。

それと、その下は認知症関連の事業をそれぞれ計上させていただいておるところでございます。

生活支援体制整備事業費につきましては、717万9,000円、社会福祉協議会のほうに委託をいたしまして、生活支援に必要なサービスの検討、創設等々、あるいは地域支え合いづくりの取り組み等を実施していただいております。

それから、在宅医療介護連携推進事業費で8万円、それから認知症総合支援事業費ということで、昨年度から、平成30年度からスタートしております認知症初期集中支援チームの関係予算を53万5,000円、それぞれ計上させていただいております。

以上が歳出の主なものでございまして、続いて、歳入のほうの説明をさせていただきたいと思います。

5ページのほうをお開きをいただきたいと思います。款1保険料、項1介護保険料、第1号被保険者介護保険料でございます。平成31年度分といたしまして1億7,694万円分を計上させていただいております。これは7期計画に基づく保険料の数値をこのところに載せさせていただいております。

それから、あとは3の国庫支出金の国庫負担金、介護給付費負担金からずっと下がって、それぞれ下がってまいって、6ページのところの款5県支出金の県補助金のところまでは、それぞれの項目ごとに法定負担割合がございますので、先ほど説明をさせていただきました保険給付費等々の事業費の部分にその法定負担率を掛けたものをこちらのほうにそれぞれ計上させていただいております。

7ページのほうに移っていただきまして、款7の繰入金、一般会計からの繰入金でございます。こちらにつきましては介護給付費に係る部分、地域支援事業に係る部分、それぞれ法定負担割合が異なってまいりますので、その負担割合に基づいて算定した部分を一般会計の繰入金ということで算定をさせていただいております。その関係で、繰入金につきましては、30年度と比較いたしますと531万1,000円減額となります総額で1億8,745万8,000円という内容となっております。

8ページのほうをお開きいただきたいと思います。歳入歳出差し引きの結果、生じてまいります財源不足につきましては、8ページ一番上段にあります基金繰入金ということで、介護給付費準備基金のほうから311万8,000円を繰り入れをさせていただくものとなっております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 10ページで、一般管理事務費のうちの調査分析委託料、第8期計画策定のための在宅の300軒調査ということですが、これは要介護、それから要支援、それぞれの程度の部分も関係なしで、介護認定なりそういう認定を受けてはる人を全部行くという意味でいいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

現在、町内の被保険者の方で要介護、要支援の認定を受けられた方の中から、抽出をさせていただいて、実施をさせていただくというふうに、その予定で実施をするというふうに今現在計画をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 認知症の進行した高齢者の行き場ということで考えますと、普通の養護老人ホーム等は要介護3以上でないと入れないとか、それからグループホーム等も今いっぱいに行くところがないというような状況もございます。

そのために、介護離職をせざるを得ないということも町内でもあるわけですが、そういうところに対するあり方等について、この中で調査の対象として取り組むということはあるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 調査内容についてですけれども、まだ、申しわけございません。私はその調査内容自体がどういった項目になっているかというようなところを、今現在把握しておりませんので、後日調査内容等々を精査させていただきまして、そういった項目があるかないかというようなところも含めて、またない場合どのようにするかといったところも含めて、また後日答弁のほうをさせていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 11ページと12ページ両方なんですが、11ページの一番下の居宅介護サービス給付が前年度比較がマイナスの772万4,000円、それから12ページの目の3の地域密着型介護サービス給付費が、やっぱり1,600万円ばかり減額となっておりますが、昨年度との比較で。（発言する者あり）うそか、ちょっと今のは間違えました。

11ページの居宅介護サービスの減額になっておりますよね、その辺は、これは在宅での介護がふえたということになるんですか。どういうことになるんですか。

その原因が結局在宅でふえたということになれば、介護者がおられないとか、いろんな要件があるんじゃないかと思いますが、今11番議員が言われたような施設が足りないから居宅に

なった、いろんな要件があるんじゃないかと思いますが、その辺の内訳としたら教えていただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

まず、12ページのほうの地域密着型介護サービス給付費、こちらのほうについては、1,606万1,000円増額をさせていただいております。主な増額の要因といたしましては、地域密着型サービスということで、七日市のデイサービスセンターがございますけれども、こちらのほうの利用者のほうが増加をしていったというようなところから、平成30年度からこちらの給付費が伸びておりまして、その関係での増額ということがございます。

その辺については、社協がいろいろ対象者の方々等々を相談等々に乗る中で、利用が伸びてきたというようなところがあるのではないかとというようなところがあるのではないかとというふうに考えております。

ただ、11ページのほうに戻っていただきまして、そうは申しまして、居宅介護、いわゆる在宅で介護をされておられる方につきまして、こちらのほうにつきましては、772万4,000円減額ということになっております。

計画数値と比較いたしまして、その部分が減額となっているということで、やはり町内独居等々の高齢者の方が多いというような中で、何らかの形で施設に入られる方がやっぱりふえてきているのではないかなというふうな分析をしているところでございます。

そのために、12ページの施設介護サービス給付費につきましては、こちらのほうについては、増加をしているというようなところがありまして、その部分については、町内にもありますけれども、県外の老人保健施設等々の利用されている方がふえているのではないかとというようなところがございます。

そういったところから、必然的に認定を受けていらっしゃる方は、一定数でございますが、その方々が施設に移るということになってくると、在宅でヘルパーとか利用される方々の部分については、少なくなってくるというようなところで、こういった傾向が出ているのではないかとというふうに保健福祉課のほうとしては考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第11、議案第27号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第28号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第28号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算でございます。

平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,317万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算、歳入でございます。款1発電事業収入、項1売電収入6,316万6,000円、款2財産収入、項1財産運用収入4,000円、款4繰越金、項1繰越金1,000円、款5諸収入、項1雑入1,000円、歳入合計が6,317万2,000円でございます。

めくっていただきまして、2ページ歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費4,739万1,000円、款2諸支出金、項1諸支出金1,528万1,000円、款7予備費、項1予備費50万円、歳出の合計が6,317万2,000円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。栩木柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（栩木 昭典君） それでは、議案第28号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の詳細説明を行います。

小水力発電事業につきましては、平成30年度におきまして、放水路修繕工事を実施しております、今月末で完了の予定です。したがって、当初予算につきましては、規模・内容ともにおおむね平年といえますか、スタンダードな予算となっております。

それでは歳出のほうから先に説明をいたします。

予算書の6ページをお開きください。総務費の施設管理費の一般管理費でございますが、人件費としまして柿木地域振興室職員1名の給料及び職員手当、時間外手当、共済費、全てトータルしまして577万3,000円を計上しております。

それから、一般事務管理費としましては、嘱託職員1名に係る報酬及び費用弁償、職員の普通旅費や消耗品費、そして、使用料としまして流水占用料、発電協会の負担金並びに売電料に係る消費税としまして、合計で802万6,000円を計上させていただいております。そのうち消

費税に係る公課費につきましては468万円を計上しております。

次に財産管理費でございますけれども、維持管理費としまして消耗品や燃料費などの需用費、それから通信運搬費などの役務費、そして、消防設備点検や高電圧設備の保安検査に係る施設設備保守点検委託料としまして25万8,000円を計上しております。

それから、基金積立金でございますけれども、施設設備の修繕、それから、将来の設備等の更新に備えまして、今年度におきましては3,330万2,000円の積立を計上しております。

それから、諸支出金でございますけれども、諸支出金の補償費でありますけれども、高津川漁業協同組合に支払います稚鮎の補殖費につきましては、平成27年の12月の覚書で、5年間、年額128万1,000円と定めておりまして、4年目を迎えます平成31年度も同額を計上させていただきます。

次に、繰出金の一般会計繰出金でございますけれども、1,400万円につきましては、将来の子育て支援策に係る財源確保の目的で町づくり基金への積み立てに充てていきたいと思っております。

予備費につきましては、不測の事態に備えまして50万円を計上しております。

続いて歳入でございます。

5ページをお開きください。売電事業収入につきましては、今月、放水路の修繕工事が終了しますと、従来どおり順調な発電が見込まれます。したがって、年間発電量を1時間当たり発電量の198キロワットに24時間を乗じまして、当初におきましては、フル稼働の365日としまして発電効率98%を計算しますと、6,316万6,000円を売電収入として計上しております。売電単価につきましては34円ということになっております。

財産収入ですけれども、財産収入は利子及び配当金としまして基金利子を4,000円を見込んでおります。

それから、繰越金と諸収入でございますけれども、それぞれ1,000円ずつを計上しております。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようです。日程第12、議案第28号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第13. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第13、議案第29号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第29号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算でございます。

平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,707万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、1ページ、第1表歳入歳出予算、歳入でございます。款1繰入金項1他会計繰入金1億1,575万3,000円、款2分担金及び負担金項1負担金400万円、款3使用料及び手数料項1使用料3,821万2,000円、項2手数料1,000円、款5繰越金項1繰越金1,000円、款6諸収入項1延滞金加算金及び過料1,000円、項2雑入2,000円、款7町債項1町債3,910万円、歳入合計が1億9,707万円でございます。

めくっていただきまして、2ページ、歳出でございます。款1下水道事業費項1施設管理費4,012万7,000円、款2公債費項1公債費1億5,674万3,000円、款4予備費項1予備費20万円、歳出の合計が1億9,707万円でございます。

第5表地方債、3ページでございます。起債の目的、1、下水道事業債限度額は3,910万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはお読み取りをいただきたいと思っております。

4ページ以降、事項別明細書以降につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第29号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算の詳細説明をさせていただきます。

予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。歳出から説明をさせていただきます。目1施設管理費でございます。下がっていただきまして、001人件費でございます。1名分の人件費を計上しております。520万5,000円でございます。

ずっと下がっていただきまして、002施設管理総務費でございます。そこを下がっていただきまして、光熱水費でございます。処理場の電気料といたしまして431万5,000円、中継

ポンプの電気料といたしまして425万2,000円を計上しておるところでございます。合わせまして912万円でございます。

その下でございます。修繕料でございます。施設の故障に際しましての修繕費でございます。178万3,000円でございます。

下のほうに進んでいただきまして、施設管理委託料でございます。六日市浄化センターの維持管理料でございます。1,061万1,000円でございます。

その下でございます。施設設備保守点検委託料でございます。マンホールポンプの点検箇所14カ所分の93万9,000円、それから、六日市浄化センターの紫外線消毒装置の点検料45万9,000円を計上しているところでございます。合わせまして156万8,000円でございます。

ページを進んでいただきまして、9ページをごらんいただきたいと思います。施設管理費の続きでございますが、修繕工事費でございます。これは、マンホールポンプの高さの調整に係る工事費を計上しているところでございます。126万1,000円でございます。

それから、下を見ていただきまして、表の一番下、公課費でございます。消費税の支払い分といたしまして460万7,000円を計上しているところでございます。

続きまして、歳入を説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。1款繰入金1項他会計繰入金でございます。一般会計からの繰り入れといたしまして、1億1,575万3,000円を計上しておるところでございます。

その下でございます。2款分担金及び負担金でございます。目1といたしまして、下水道事業の負担金部分でございます。加入分担金の20万円掛ける20戸分を計上しているところでございます。

款3の使用料及び手数料でございます。下水道事業使用料でございます。現年分といたしまして3,800万1,000円を計上しておるところでございます。これにつきましては、収納率は98%で計算をさせていただいております。

その下でございます。滞納繰越分といたしまして21万1,000円を計上しております。

ページ進んでいただきまして、7ページでございます。一番下の欄、款7町債でございます。平準化債といたしまして3,910万円を計上しているところでございます。

以上、詳細説明にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算といえますか、ここに書いております本年度予算額と、前年

度予算額というのがあって、それで比較されとる表がそれぞれの特別会計、一般会計についておりますが、この前年度予算額と比較するのは、いつの時点の予算額となるのかということをおよと参考までに教えていただきたい。

会計によっては、つい先日補正予算を出された後の前年度予算額が計上してあるのがあれば、そうでない予算額が計上してありますが、そのあたりについては、町としては統一的な運用をしておられるのか、それともそれぞれの担当課で別々にやっておられるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

この予算書の書式は、これはもう法令で決まっておるものでして、全国の自治体で共通でございます。ここに書いてある本予算額は、本年度の当初予算と前年度の当初予算を比較する。全ての表がそうになってございます。

ですので、当初予算同士の比較というふうに見ていただいたらよろしいかと思ひます。だから、平成30年度の当初予算と平成31年度の当初予算の比較というふうに見ていただいたらよろしいと思ひます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑はないようですので、日程第13、議案第29号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第30号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第30号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,893万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。平成31年3月4日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりをいただきまして、1ページ、第1表歳入歳出予算、歳入でございます。

款1繰入金項1他会計繰入金5,465万1,000円、款2分担金及び負担金項1分担金40万円、款3使用料及び手数料項1使用料987万8,000円、項2手数料1,000円、款4国庫支出金項1国庫補助金400万円、款5繰越金項1繰越金1,000円、款6諸収入項1延滞金加算金及び過料1,000円、収入合計が6,893万2,000円でございます。

めくっていただきまして、2ページは歳出でございます。

款1農業集落排水事業費項1施設管理費2,702万5,000円、款2公債費項1公債費4,180万7,000円、款4予備費項1予備費10万円、これに伴います歳出の合計は6,893万2,000円でございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、建設水道課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第30号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の詳細説明をさせていただきます。

予算書を進んでいただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。目1施設管理費でございます。001人件費部分でございますけれども672万7,000円、1名の職員の人件費でございます。

ずっと下に下がっていただきまして、003処理場管渠管理費でございます。光熱水費でございます。電気料といたしまして、初見新田の地区の59万1,000円、柿木地区の328万2,000円、合わせまして390万8,000円を計上しておるところでございます。

その下でございます。修繕費でございます。中継ポンプの修繕費といたしまして20万円、それから、破砕機の修繕費といたしまして124万8,000円でございます。合計いたしまして144万9,000円。この破砕機でございますけれども、流入のしてくる施設の一番最初の部分に設置してありまして、流れてきたら困るんでございますが、いろんな異物等が入ってまいります。それを破砕するという機械でございます、それを修繕をしたいというものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。施設管理委託料でございます。初見新田といたしまして110万8,000円、柿木地区といたしまして651万6,000円、合わせまして762万6,000円の委託を計上しておるところでございます。

それから、その下、1個飛ばしまして、調査分析委託料でございます。機能診断等々の経費を計上しておりまして、委託料といたしまして430万9,000円でございます。これは、簡単に申しますとストックマネジメント、今後この施設をどういうふうに管理していくのか、どういったお金がかかっていくのかというものを、今後計画を立てていく段階で、施設の老朽度合、そ

れから傷みぐあいと申しませうか、そういったものを事前に調査をし、来年度に向けての調査の基本的な数値を聴取するというものの事業でございまして、その委託料でございませう。

戻っていただきまして、歳入でございませう。5ページをお開きいただきたいと思ひませう。1款繰入金でございませう。他会計繰入金でございませうが、一般会計より繰り入れませう金額が5,465万1,000円でございませう。

その下でございませう。2款分担金及び負担金でございませう。受益者分担金といたしまして、加入分だけ20万円の2戸分を計画しているところだございませう。40万円でございませう。

その下、3款使用料及び手数料でございませう。現年分といたしまして、水道料金が969万7,000円、これは98%の収納率でございませう。計上させていただきます。

その下、滞納繰越分でございませう。18万1,000円を計上しておるところだございませう。

それから一番下、4款国庫支出金でございませう。先ほど申しませう機能調査に係りませう業務委託、この金額につきませうの国からの助成金でございませう。基本的に定額だございませう。100%ということで、農山村地域整備交付金といたしまして400万円ということだ計上させていただきます。

以上、説明にかえさせていただきますと思ひませう。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようだですので、日程第14議案第30号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

ここで休憩をいたします。

なお、議会運営委員の方は委員会室にお集まりください。先ほど、議会運営委員長と協議してお諮りすることがありますので、よろしくお願ひします。

なお、一般会計予算書を持ってきてください。

午後2時08分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15、議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第31号平成31年度吉賀町一般会計予算を議題とし

ます。

ここで、先ほど議会運営委員会を開きましたので、その件について、皆さんにお諮りをします。

予算案の金額について誤りがありましたので議運に諮り、私のほうから、議運の委員長もおられますけど、私のほうから議運での結果を述べますので、お諮りをします。

実は、予算案の金額、その原因はですね、金額については10万4,000円ですが、118ページにあります、給与費明細書の金額が違っていた……（発言する者あり）118ページ。よろしいです。一番最後のほうです。人件費の特別職の期末手当部分が違っております。それに伴い、共済費なり、合計欄に影響するわけですが、原因は人件費の変動要因がないと、11月ぐらいから事務方は新年度予算を作成するわけですが、12月に人事院勧告による特別職の昇給の議案が否決されました。それを、全然考慮に入れないできょうまでに至ったというのが原因なんですけど、ただいまその件について議会運営委員会にお諮りをして、今から述べますけど、本日、口頭にて、内容については執行部のほうから説明いただきますけど、議案そのものを全てここで差しかえたりはできませんので、物理的に、時間的にですね。そういう意味で、後日、該当の部分を修正して、正誤表もつくり、皆さんにお見せしますが、口頭で説明して、予算案そのもの全体の説明が全然できませんので、そこで説明で了解をいただいて、31年度の予算案についての詳細説明を、きょう、できるだけ行うということで、議会運営委員会で決定しましたので、御理解をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。（「議長、今の10万4,000円っちゃうのは、ゼロを10万4,000円上げたっちゃうことです。どういうことでしょうか。そういう理解で……」と呼ぶ者あり）

12月の人事院勧告は、特別職の報酬の、人事院勧告でアップになるのを否決したわけじゃから、ゼロなはずなのをアップに、あれが可決されると仮定して予算書が11月末には締めてつくっておられたのをそのままきょうに至ったということです。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ええことはないんですがね。あの……

○議長（安永 友行君） ちょっと立って言ってください。

○議員（10番 庭田 英明君） はい、済みません。ええことはないんですが、それは、差しかえということになると時間かかるというのわかりますけど、3月の当初予算でありますし、表題の総額を変えるじゃあ、変えんじゃあっちゃうこともあるんですけど、きょう、どうしてもやるというんでしたら、私は、やっぱり説明だけにおいて、質疑はないことにしてもらいたいと思います。

それで、きちっと差しかえをしてから、審議すべきだと思いますので、皆さん、どう思われるかしりませんが、諮っていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 実は、議運でいろいろな意見が出たわけですが、日程上、議案の中身の

説明はできるだけしたほうがいいじゃろうというんで、こういう結論が出たんですが、ただいま10番議員から異議が出ましたので、ここでお諮りします。

議運で決定したように、私が説明したようにするか、今、10番議員から異議が出たわけですが、そのようにするか、皆さんにお諮りします。

まず、議運で決定されたことで進めることに異議のない方、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数で、議運が協議された結果のように進めさせていただきます。

それでは、まず最初に、執行部のほうから予算書の間違い部分の説明等をしていただいて、それから議案の説明にさせていただきます。

流れとしては、まず、町長のほうから、それから提案にしようか、その後に、町長のほうからの提案理由の説明をいただいて、総務課長から詳細説明をしていただきます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の10万4,000円が変わることによって、結構、細かいところの、共済等も含めて変わるところもあります。そういうところについては、もう次の差しかえでやるということで、ポイントになるところだけきちっと、数字をはっきりさせていただいて説明をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） そういう予定です。結構、数字は合計まで変わりますんで、全体の額が大きく変わるんじゃあ全然ありませんけど、そういう意味で、きょうは物理的に差しかえも間に合わんからちゅう議運の結論じゃって、先ほど提案したところですよ。そのようにさせます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほど来、議長のほうから説明なりしていただいております。冒頭、こうした予算書の中の記載ミスがあったということ、おわびを申し上げたいと思います。

そうしますと、まず、間違いであった箇所について、最初に申し上げておきたいと思います。先ほど、これも、議長さん、おっしゃられましたけども、予算書118ページ、給与費明細書をごらんいただければと思います。

上段に特別職の表が載っております。ここの比較の欄、合計のところを見ていただきますと、期末手当のところの合計欄があると思います。ここに、10万4,000円が入っていると思います。本来ですと、これは、ここには数字は入ってまいりません。これはないという、ゼロということ、これが正しいということになってまいります。

それから、そこまた右側に移っていただきますと、今度、共済費52万7,000円という数字が入っているかと思いますが、これ、全てではございませんが、先ほど申し上げた、期末手当の部分が幾らかここに入っておりますので、その金額がここから減額されるということでございます。

まず、ここが今回、間違った箇所ということでもあります。加えて、これがどこにまた影響してくるかという、町長と副町長の期末手当の部分あるいは共済費の部分につきましては、総務管理費の中に人事管理事業費というところがあります。そこで予算化をいたしておりますけども、その部分の数字が変わるということです。

それから、今度、教育長の部分につきましては、これは教育費のほうで計上しておりますので、その部分が変わるということでございます。

正確な数字等につきまして、訂正箇所、それから数字等につきましては、後刻のところでは正誤表という形でお示しをし、また、その内容については御説明を申し上げたいというふうに思っております。

今、また、これ、修正をかけるといいますと、どのような修正をかけるかを、今、最終的に考えているんですけども、それぞれ、先ほど申し上げました、町長、副町長が入っている一般管理費の、総務費のところ。それから、教育長の期末手当、共済費が入っている教育費のところのいわゆる款項目節の目のところの目内での数字調整を行わせていただければというふうに思っております。そうすることによって、それぞれの総額が当然変わりませんし、ということになります。それから、いわゆる款項目節のそれぞれの合計の数字ということは、変更はかからないということでございますけれども、今回、改めて申し上げますと、こうした、本来、入ってはならない数字を計上いたしておりました。重ねて、改めておわびを申し上げて、お願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） それでは、今から、もとの流れに沿って議事を進めさせていただきます。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第31号平成31年度吉賀町一般会計予算でございますが、先ほど議長のほうからございましたように、今回の第31号議案、31年度の一般会計当初予算の予算書につきまして、あつてはならないミスがございました。

この件につきましては、先ほど議運のほうでお諮りをさせていただいて、取り扱いにつきましては御了解を賜りましたので、まず、きょうのところでは概略を、今、総務課長、申し上げましたが、後刻のところでは正誤表等の提示をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最終的な責任者、そして提案者として、改めておわびを申し上げたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

それでは、提案理由の説明を行わせていただきたいと思います。

平成31年度吉賀町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億6,853万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第4表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

平成31年3月4日提出。吉賀町長、岩本一巳。

おめくりをいただきまして、1ページの第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

款1町税、項1町民税2億3,646万円、2固定資産税2億6,666万6,000円、3軽自動車税2,409万1,000円、4町たばこ税3,700万円、5入湯税470万円、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税1,692万1,000円、2自動車重量譲与税4,173万9,000円、4森林環境譲与税1,278万3,000円、款3利子割交付金、項1利子割交付金166万4,000円、款4配当割交付金、項1配当割交付金177万5,000円、款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金169万4,000円、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金1億1,306万8,000円、款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金513万9,000円、款8環境性能割交付金、項1環境性能割交付金137万7,000円、款9地方特例交付金、項1地方特例交付金169万8,000円、款10地方交付税、項1地方交付税31億4,878万7,000円、めくっていただきまして、款11交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金65万1,000円、款12分担金及び負担金、項1分担金1,564万7,000円、2負担金2,448万9,000円、款13使用料及び手数料、項1使用料8,423万9,000円、2手数料1,783万3,000円、款14国庫支出金、項1国庫負担金3億7,024万3,000円、2国庫補助金2億8,962万9,000円、3委託金166万1,000円、款15県支出金、項1県負担金2億25万9,000円、2県補助金2億6,081万9,000円、3委託金4,637万3,000円、款16財産収入、項1財産運用収入769万4,000円、2財産売払収入300万円、款17寄附金、項1寄附金315万

円、款18繰入金、項1特別会計繰入金1,400万円、2基金繰入金6億169万9,000円、款19繰越金、項1繰越金1,000円。

3ページに入ります。

款20諸収入、項1延滞金加算金及び過料20万円、2町預金利子6,000円、3貸付金元利収入1,192万5,000円、5雑入2,028万6,000円、款21町債、項1町債12億7,917万3,000円、これに伴います歳入の合計が71億6,853万9,000円でございます。

めくっていただきまして、4ページ、歳出でございます。

款1議会費、項1議会費7,157万9,000円、款2総務費、項1総務管理費8億6,699万4,000円、2徴税費6,866万1,000円、3戸籍住民基本台帳費1,641万3,000円、4選挙費2,403万2,000円、5統計調査費307万円、6監査委員費184万円、款3民生費、項1社会福祉費12億8,988万1,000円、2児童福祉費5億2,292万7,000円、3生活保護費8,685万円、款4衛生費、項1保健衛生費3億5,020万8,000円、2清掃費2億4,353万8,000円、3水道事業費1億4,032万9,000円、款5労働費、項1労働諸費248万9,000円、款6農林水産業費、項1農業費4億7,667万8,000円、2林業費8,318万9,000円、3水産業費346万5,000円、款7商工費、項1商工費1億2,515万3,000円、款8土木費。

5ページに入ります。

項1土木管理費2億2,078万2,000円、2道路橋梁費3億1,075万1,000円、3河川費2,058万7,000円、4都市計画費5万9,000円、5住宅費1億2,986万2,000円、款9消防費、項1消防費4億6,555万3,000円、款10教育費、項1教育総務費2億4,349万9,000円、2小学校費7,661万9,000円、3中学校費2億2,376万円、4社会教育費2億6,722万円、5保健体育費6,533万円、款12公債費、項1公債費7億6,122万1,000円、款14予備費、項1予備費600万円。伴いますの歳出の合計が71億6,853万9,000円でございます。

6ページは、第4表債務負担行為でございます。防災行政無線整備ということで、期間は平成32年度から平成32年度まで、限度額は2億2,376万円でございます。

7ページの第5表、地方債でございます。起債の目的、限度額の順で申し上げたいと思います。1過疎対策事業債8億8,490万円、2合併特例事業債3,160万円、3公営住宅建設事業債6,520万円、4緊急自然災害防止対策事業債1,280万円、5緊急防災・減災事業費2億2,650万円、6臨時財政対策債5,817万3,000円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お読み取りをいただきたいと思っております。

8ページの事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そういたしますと、議案第31号の説明をしてまいります。

最初に、参考資料のほうから説明をしていきたいと思っております。資料につきましては、12ページからということでお開きいただければと思っております。

例年のように、それぞれ予算の特徴点であったり、それぞれの目的別に表にしたものであったり、そうしたものを掲載をいたしております。

まず、12ページから参りますと、予算編成方針ということで、そこに書いておりますけれども、総じて申し上げますと、厳しい財政状況があるという中で、吉賀町まちづくり計画あるいは総合戦略、そうしたものの施策、そうしたものをしっかりとやっていくという、そうしたところをバランスよく進めるというところで、予算編成を行ってまいったところでございます。

そうしますと、次の13ページを、参考資料の13ページを見ていただければと思っております。2一般会計歳出予算ということで、ちょうど中ほどに第1表目的別歳出、議会費から予備費にわたりまして、3年間の推移ということで記載をしておるところです。それぞれ特徴的なところは、その表の上に文章を記載しておりますので、御確認をいただければというふうに思うところであります。

それから、おめくりいただきまして、資料は14ページです。今度は、性質別歳出の状況ということで、中ほど第2表で、人件費から予備費までのところで、これまた3年間の推移を記載をしております。それぞれ増加要因等ございますけれども、それにつきましては、上段部分の文章のほうをお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、次に、15ページです。第3表におきましては、公債費の5カ年の推移、それから、その下の第4表につきましては、特別会計繰出金の平成30年度との比較を記載をしているところでございます。

それから、またおめくりいただきまして、今度は16ページです。中ほど、第5表を見ていただきますと、歳入予算につきまして、町税から始まって、一番後段の町債まで、3カ年の推移をまとめさせていただいております。それぞれ増減がございまして、その主なところにつきましては、上段のところ記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

それから次に、17ページに移ります。中ほどの第6表、これにつきましては、町債の5カ年の推移、それから、その下の第7表ですけれども、基金の3年間の推移を記載をしております。

それから、またおめくりいただきまして、18ページです。上から参りますと、第8表のとこ

ろで、地方債現在高につきまして、5カ年の推移を記載をしております。数字をごらんいただければわかると思いますけども、いわば、増加傾向ということにあるということができると思います。

それから次に、その下です、5特別会計予算についてです。第9表から一番下の第12表まで、予算規模、それから基金の状況、それから公債費、地方債、それぞれ推移等を取りまとめておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

それから次の19ページです。ここでは、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費ということで、まとめております。上段の囲みのところを見ていただきますと、総額で19億7,828万9,000円ということになっております。その内訳については、その下の表にそれぞれ記載をしているというところでございます。

それから、まためくっていただきまして、参考資料20ページから主要事業の概要ということで、この様式がずうっと続いてまいります。この様式で、最後が61ページまで続いております。この内容につきましては、後ほどの予算書の説明の中で、それぞれ、また申し上げていきたいというふうに思います。

参考資料、その次ですけれども、参考資料の62ページから65ページまででございます。ここにつきましては、所管課ごとに補助金を取りまとめたものというところで、見ていただければと思います。

同様に、さらに進んでいただき、66ページから68ページまで、これも負担金を所管課ごとにまとめたものでございます。

それから、資料、進んでいただきまして、69ページから73ページまでです。

この部分につきましては、総合戦略に基づく事業、これを取りまとめておるものでございます。69ページにおきましては、いわゆる基本目標、それごとにまとめた総括表でございまして、70ページから73ページについては、それぞれ個別の事業名、その事業概要、そしてその事業費を記載をしておるというものでございます。

それから、74ページからです。これも、幾らか進んでいきまして、100ページまでです。74ページから100ページまでのところにつきましては、建設水道課が所管いたします事業、これに関係する平面図等、図面をつけておりますので、この部分につきましても、後ほどまた予算書の説明のところで説明を加えていきたいというふうに思います。

そうしますと、予算書に移りたいというふうに思います。

まず、予算書の118ページでございます。予算書118ページ、給与費明細書ということで、先ほど申し上げたとおり、幾らかこの数字のところ、数字が変わるところでございますが、まず、上段の特別職のところの表、職員数のところの比較欄を見ていただきますと、

546名という数字が入っているかと思います。これの大半につきましては、31年度に執行いたします県知事、県議会議員選挙、それから参議院議員の選挙、これにかかわっていただく投票管理者であったり、投票立会人であったり、そうした方々が大半を占めてくるということで、この数字が上がってきております。

その右側の報酬で、769万4,000円の計上でございますけれども、これも選挙に関係して、いろいろな役割を持っていただく方がございますので、それらに対する、いわゆる報酬というふうにお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、118ページは、下です。2一般職ということで、(1)総括の表を見ていただければ、また同様に比較の欄ですが、給料、それから職員手当、それぞれ増額をしているというところがございます。この増額につきましては、その右側の119ページの上段ですけれども、給料のその増減理由につきまして記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。同様に、職員手当につきましても、118ページの一番下のところで、それぞれ比較、前年度、本年度の比較をいたしておりまして、その、それぞれの数字の理由につきましては、119ページのところで御確認をいただければというふうに思います。

そうしますと、歳出予算から説明をしてみたいと思います。

予算書につきましては、また戻っていただきまして、30ページです。これから順次説明をしてみたいと思いますが、関係する資料が出てまいりましたら、その都度都度、申し上げてまいりますので、参考資料のほうもまた同時に見ていただければというふうに思います。

それでは、30ページから参りますと、まず議会費です。右側の002議会費ということで、これは資料をおつけをしております、資料は20ページの上です。資料20ページの上を見ていただきますと、この議会費について、特徴的なところといいますか、主なところについて記載をしておりますので、それぞれ内容のほう、お読み取りをいただければというふうに思います。

1点だけ説明を加えておきたいと思いますが、今の002議会費から下がっていただきまして、およそ中ほどといいますか、修繕料で13万8,000円の予算計上をいたしておりますが、中身につきましては、委員会室のテーブルの修繕料というところでございます。

それから、またちょっと下がっていただきまして、庁用器具費で6万5,000円の計上ですけれども、これはDVDレコーダーを購入するという費用でございます。

それでは、予算書、次に進みまして、31ページです。総務費総務管理費、1一般管理費です。002一般事務事業費のところですが、一番最初に、指定管理者選定委員会委員というところがあると思います。15万2,000円の予算を計上いたしております。報酬部分でございます。これにつきましては、来年度、更新する施設がございますので、また、この委員会を開催するということが予定されております。そのために予算を計上いたしているというものでござい

ます。

それから、その下、行政不服審査会以降は、それぞれ今設置しております各種委員会等の委員報酬であったり、費用弁償というところで見いただければと思います。

中ほどの報償金で、30万円の予算計上ですけれども、これは、激励費支給要綱に基づき激励費を支給しておりますけれども、その費用というところがございます。

それから、その下、行っていただきまして、業務運営関係委託料578万5,000円の予算計上がございますけれども、これにつきましては、今、役場が導入しております例規システム、これの委託料でございます。

それから、1つ飛ばして、使用料というのがあります、153万8,000円ですが、これにつきましては、テレビあるいはコピー機、そうした事務用機器、それから電算機器、こうしたものの使用料がこの中に含まれるということでございます。

以降、使用料初め、印刷製本費、消耗品費、それぞれのところに出てまいります、おおむね事務的なものに使用するものということで、お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、おめくりいただきまして、32ページです。32ページの003人事管理事業費です。その下に、臨時雇用賃金134万5,000円の計上、予算計上がございます。内容につきましては、産休代替職員の発生に、発生といいますか、代替職員のための臨時雇用賃金でございます。

それから、その下の報償金ですけれども、36万円の計上、これは産業医への支払いでございます。3万円掛けるの12月分ということでもあります。

それからまた下がっていただきまして、業務運営関係委託料というのがあります。303万5,000円です。これにつきましては、職員の健康診断、これに係る委託料というものでございます。

それから次に、004職員研修事業費です。これは、資料がございまして、資料は20ページの下です。その内容については、資料のほうで御確認をいただければというふうに思いますけれども、この研修事業費の最初のところで、報償金で15万8,000円の予算計上をしております。これについては、メンタルヘルスの講師に係る謝礼というところが、その内容となっております。

それでは、めくっていただきまして、今度は、予算書は34ページです。目で申し上げますと、2文書広報情報費です。

まず、004文書管理事業費でございます。これは、資料がございまして、21ページの下に記載をしております。主だったところは、この資料でお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書、下がっていただきますと、003広報広聴事業費です。これも資料をおつけしております、21ページの今度は上です。21ページの上に、その内容について記載をいたしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

予算書34ページの一番下です。3財政管理費の003財政管理費につきましても資料がありまして、これは22ページの上でございます。資料にもおつけしております。予算書の表現でいきますと、予算書は35ページの上段です。業務運営関係委託料で420万1,000円の計上でございますが、この部分につきましては、資料に書いております、財務書類作成支援業務に係る委託料というところでございます。

今度は、予算書35ページ、下がっていただきまして、目で申し上げますと、5財産管理費です。

まず、002財産管理総務費で、手数料で30万円の予算計上です。中身について申し上げておきますと、これは、蜂の巣の駆除代ということであります。これまでの予算書のつくりとして、この蜂の巣の駆除に係る費用、手数料につきましては、それぞれの所管ごとといいますか、それぞれの費目ごとにつけておりましたけれども、このたびはまとめられるものについては、ここにまとめたというところでございます。

それから、その下の003庁舎維持管理費です。最初に、嘱託職員が出てきております。これについては、庁舎の宿直員の報酬でございます。

それから、下がっていただきまして、004公用車維持管理費です。文字どおり、公用車の維持に係るものでございますが、ここで嘱託職員、臨時雇用賃金の予算を計上しております。公用車の運転手を雇用する際の報酬あるいは賃金というものでございます。

それから、予算書は次に進んでいただいて、予算書36ページ、右側の007普通財産整備事業費です。総額で734万9,000円の予算計上、これは資料がございます。22ページの下です。設計委託料、建設工事費、それぞれ予算計上いたしております。中身につきましては、六日市集会所、六日市小学校をおりてきたところに、旧役場、昔の役場がありますけれども、その囲いといいますか、塀と蔵の解体・撤去、そして整地、整備、その工事を予定しているというものでございます。

それから、予算書36ページの下ですけれども、008基金積立金ということで、それぞれの基金につきまして予算計上いたしておるというところでございます。

予算書をおめぐりいただきまして、37ページに移ります。中段のところの右側見ていただきますと、産業課が所管いたします008基金積立金ということで、森林環境譲与税基金積立金ということ、1,278万4,000円の計上です。これにつきましては、全員協議会、あるいは、先ほどの議案等々で説明を申し上げた部分に係る予算計上というところでございます。

それから、37ページ、下に下がっていただきますと、目の8電算管理費です。002電算管理費ということで、ここで業務運営関係委託料6万6,000円ですけれども出てまいります。これにつきましては、職員向けの、いわゆる電算関連セキュリティー研修というものの費用を計上しているというところでございます。

予算書をめくっていただきまして、今度38ページです。003基幹系システム運営管理費です。資料は23ページの上です。内容につきましては、資料に記載をしておりますので見ていただければと思いますが、一番最初に出てまいります通信運搬費127万1,000円の予算計上、これにつきましては、柿木庁舎、六日市庁舎、この両庁舎を結ぶ専用回線、これを用いておりますので、その通信に係る経費というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、予算書下がっていただきますと、004情報系システム運営管理費というのがあると思います。この内容につきましては、県もそうですけれども、国と通信を結ぶ、いわゆるLGWAN回線というものがございます。そうしたものを保守あるいは改修をする費用というものであります。

それから、次に目の9吉賀高校費、002吉賀高校支援事業費です。これは、資料23ページの下です。主だったところにつきましては、資料に記載をしておりますので御確認をいただければというふうに思います。資料にもありますけれども、ここで、予算書38ページの一番下のところですが、2つございまして、吉賀高校生徒下宿補助金というもので96万円、それから、吉賀高校支援協議会補助金ということで10万円予算計上いたしております。この2つの補助金につきましては、平成31年度からの新規の補助金ということでございます。

それでは、予算書めくっていただきますと、今度は目の10自治振興費です。この中の004地区組織活動費です。資料は24ページの上です。中身につきましては資料を御確認いただければと思いますけれども、およそ前年並みの予算計上というところでございます。

それから、予算書、その下ですけれども、005自治振興施設管理費です。内容につきましては、自治会館あるいは地区集会所等の、いわゆる管理経費ということで、ここに指定管理料の予算も計上いたしております。これまで、幾らか説明なり議案上程させていただいた部分がここに含まれてくるというふうに見ていただければというふうに思います。

それから、その下です。003地域自治区費で、資料は24の下です。柿木地域振興室が所管する部分でございまして、資料にも書いてありますとおり、予算書の表現で言いますと、通信運搬費で24万6,000円の予算計上です。内容につきましては、住居表示アンケートの調査に係る郵券料として予算計上してございます。

それでは、39ページの下ですけれども、今度は目の11企画総務費です。002企画総務費というところで、予算書は40ページに移っていただいて、一番上のところに地方創生アドバイ

ザー132万円の予算計上です。これにつきましては、先ほどの議案で報酬費用弁償支給条例の改正のところでも中身についてはお話をいたしました。平成31年度から地方創生アドバイザーを設置したいということにかかる費用を予算計上いたしております。

それから、そこから少し下がっていただきまして、業務運営関係委託料で96万3,000円のところがあるかと思えます。中身について、少し説明を加えておきたいと思えます。これにつきましては、町のPRカレンダー、それから町のPRポスター、こうしたものの作成に係る費用というものでございます。

それでは、次、目の12まちづくり対策費です。004ええもん知ってもらおうプロジェクト事業費です。これは、資料25ページの上です。中身につきましては、資料をごらんいただければというふうに思えます。

それから、予算書40ページの下ですけれども、002町民文化祭事業費としての予算計上がしてございますが、これにつきましては、きん祭みん祭農業文化祭に係る費用というところでお読み取りをいただければと思えます。

予算書は次に進みまして、41ページに入ってまいります。右側のところのちょっと下ですけれども、007電源立地地域対策事業費です。これも資料ございまして、資料の25ページの下です。中身につきましては、資料に記載をしております。小中学校の遊具の設置あるいは補修、それから備品購入、そうしたものに係るものというところでお読み取りをいただければと思えます。

それから、予算書41ページの下です。13定住推進費、まず、002定住推進費です。中身は、社会福祉士等修学資金貸付金ということで1,066万円の予算計上です。これも資料ございまして、26ページの上、内容につきましては、この社会福祉士等修学資金貸付金につきましては、いわゆる継続貸し付けの方が13人、それから、新規の方が10人ということで見込みましての予算計上でございます。

それから、予算書41ページの一番下ですけれども、005地域おこし協力隊事業費です。予算書、次に続きまして、これは42ページに続いております。地域おこし協力隊員ということで684万7,000円の予算計上です。これにつきましては、総務課が所管をいたしておる部分ですけれども、吉賀高校の支援に係るものというところで、学習コーディネーター——公設塾の講師のことですけれども——、これが2名、それから、加えて、魅力化コーディネーターを1名、合計3名ということでの予算計上です。その下の社会保険料から業務運営関係委託料までは、この地域おこし協力隊を導入するに関連した予算ということでお読み取りをいただければと思えます。

それでは、その下です。今度は、企画課が所管いたします部分です。002定住推進費です。

最初に、よしか暮らし相談員、よしか移集支援員ということで、いわゆる人件費部分の予算計上でございます。それから、その下、ちょっと下がっていただきますと、いわゆる定住推進にかかわる補助金等々を予算計上しているというところで見いただければと思います。

予算書42ページの下のところですが、今度、003空家再生事業費です。これは資料がございまして、26ページの下です。大きいところで申し上げますと、予算書42ページの一番下、空き家活用集落担い手確保事業補助金1,400万円というところがございます。資料と照らし合わせて御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書をおめくりいただきまして、43ページに入ります。004企業誘致事業費です。これは、資料27ページの上です。主だったところにつきましては資料にも記載をいたしておりますので、それぞれお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書、その下ですが、006定住推進施設費です。合計で85万3,000円の計上です。これにつきまして、内容ですが、移住体験滞在施設、今、蔵木と柿木にそれぞれありますけれども、その維持管理に係る費用というところで、その内容というところがございます。

それから、その下に移りまして、まず産業課というところで、005地域おこし協力隊事業費です。これにつきましては、産業課で有機茶の生産促進研修員1名を予定しているものでございまして、それに係る費用。地域おこし協力隊の制度を使うというものでございます。

それから、その下、下がっていただきまして、今度は教育委員会、同様に005地域おこし協力隊事業費ということでの予算計上です。こちらにつきましては、学習支援コーディネーター1名を配置したいということでの予算計上でございます。

それでは、予算書、次に進んでいただきます。目の14生活安全対策費です。中ほどですが、004交通安全対策費です。これは、資料28ページの上に、その内容について記載をいたしております。資料にも書いてございますけれども、免許返納事業に係る部分で申し上げますと、予算書は報償金で60万円の予算計上をしてございますが、それが免許返納事業に係る部分というところで見いただければと思います。資料につきましては、バスパスポートという表現で記載はいたしておるところであります。

それから、予算書44ページの下のところですが、003地域公共交通対策費です。資料は27ページの下です。資料、ちょっと戻って恐縮ですが、27ページの下にその内容について記載をいたしておるものでございます。それぞれ予算書で載せておる数字と、また資料のほう、ごらんいただければというふうに思います。

それでは、予算書、ちょっと次に進んでまいります。予算書については46ページです。総務費、徴税費、目の1税務総務費ということで、予算書46ページの上段です。002税務総務費

でございます。これにつきましては、資料は28ページの下にその内容、主だったところを記載をいたしておるところです。ちょうど、その予算書説明欄の中ほどですけれども、不動産等調査委託料で359万1,000円予算計上いたしておるものでございます。これ、参考資料のほうの28ページの下、見ていただきますと、土地鑑定評価委託料ということで表現をいたしております。この内容というものでございます。

それでは、予算書はまた次に進んでまいりまして、47ページの下のところでございます。今度は選挙費でありまして、目の1選挙管理委員会費ということで、002選挙管理委員会費の予算計上でございます。これについては、委員会6回分を見込んでの予算計上であります。

それから、予算書はまためくっていただきまして、48ページです。まず、目の3参議院議員選挙費ということで、ことしの夏に執行が予定されております同選挙についての執行経費を003選挙事務費ということで予算計上いたしております。これは資料がありまして、29ページの上にその主だったところを記載をいたしております。お読み取りをいただければというふうに思います。

それから、同様にその下です。48ページの下ですけれども、目の4知事県議会議員選挙費です。これももう4月に入ってすぐに選挙が執行されますけれども、それに係る経費を予算計上させていただきます。お読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書、また次に進んでいきまして、49ページの中段からです。総務費統計調査費の目の1統計調査総務費の中で、008工業統計調査費から始まって、次のページにわたります。いわゆる各種統計に係る費用のほうについて予算計上いたしております。企画課が所管するもの、それから税務住民課が所管するもの、それから教育委員会が所管するもの、それぞれここに予算計上いたしておるものでございます。

それから、予算書は50ページの一番下のところですが、今度は総務費、総務管理費、目の1監査委員費です。002監査委員費ということで、50ページの一番下ですが、監査委員というところで111万2,000円、これは報酬の予算計上ですけれども、代表監査委員、それから議会代表の監査委員、2名の方の報酬というものでございます。

それから、予算書、まためくっていただきまして、51ページです。今度は、中段から民生費に入ります。社会福祉費、目の1社会福祉総務費です。予算書は52ページまで、また進んでいただきますと、まず、004人権対策推進事業費です。総額で90万1,000円の予算計上でございます。これは、資料30ページの上に、その内容について記載をいたしております。御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書は下がっていただきまして、002社会福祉総務費です。保健福祉課が所管する部分でございます。総額で6,921万円の予算計上であります。主なものについては、社

会福祉協議会への補助金というものでありますけれども、これは、参考資料29ページの下に、その内容について具体的記載をしておりますので、御確認をいただければと思います。

それでは、予算書は次に進んで、予算書53ページです。右側のところを見ていただきますと、008福祉医療助成事業費、総額で1,733万4,000円の予算計上でございますが、この内容につきましては、参考資料の30ページの下にその内容について記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書53ページの中段から下ですけども、目の2高齢者福祉費です。002高齢者福祉総務費ということで、これにつきましては、資料は31ページの上に主だったところの内容について記載をしておりますので、また御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書53ページ、今見ていただいたところを下がっていただければ、004高齢者等軽度生活援助事業費、業務運営関係委託料という表現が出てまいりますけれども、これは社会福祉協議会さんへの事業委託料というところでございます。

それから、予算書53ページの一番下ですけども、005生活管理指導短期宿泊事業費ということで、予算書、次に進んで54ページの一番上ですが、ここにもまた業務運営関係委託料85万8,000円というものが出てまいります。内容につきましては、これは、银杏寮へのショートステイ、その事業に係る委託料というものでございます。

それから、次に、目の3高齢者福祉施設費です。まず、002老人福祉センター管理費というのですが、これは、はとの湯荘に係る費用というものでございます。

それから、その下の003特別養護老人ホーム管理費、これは、とびのこ苑の管理に係る費用というものでございます。この003特別養護老人ホーム管理費のところ、その中の調査分析委託料と、84万7,000円の予算計上がしてございますが、内容につきましては、同施設におきまして雨漏りが発生をいたしておりまして、その調査を行うというところでのその委託料の予算計上でございます。

それから、1つ飛ばして、その下に補修工事費ということで252万3,000円の予算計上がしてございますが、これにつきましては、同施設において防犯カメラの設置、それから、施設内に台所がありますけれども、そこがちょっと傷みといたしますか、そうしたものがおりますので、そこを修繕するというような費用がここに含まれております。

それから、予算書、その下ですけども、004デイサービスセンター管理費です。文字どおり、そのセンターの管理費でございますが、ここにもまた修繕料ということで201万9,000円の予算計上がしてございます。中身につきましては、七日市のデイサービスセンターの屋根の修繕、これが主なものというところで見いただければと思います。

それから、同じところといたしますか、そのデイサービスセンターのところ、庁用器具費で

139万5,000円という予算がございます。中身につきましては、介護用ベッド、これについて5台更新をさせていただきたいというものであります。

それでは、予算書は54ページの下に移りまして、目の4障がい者福祉費です。002障がい者福祉総務費で、これは資料31ページの下に、同様に、その内容について主だったところを記載しておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

予算書は次に進みまして、55ページに移ります。004子ども発達支援事業243万5,000円の予算計上でございますが、内容につきましては、これも資料32ページの上です。32ページの上にその内容について記載をしておりますので、見ていただければと思います。

予算書のほうの中に報償金8万8,000円の予算計上がありますけれども、この内容につきましては、講演会の、そこに講師を招聘するわけですが、その方に対する謝礼等が含まれると、それが主なものということでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書、その下、下がっていただくと、005自立支援給付事業費です。資料は32ページの下にその主だったところの内容は記載をさせていただいております。

予算書のほうを見ていただきますと、この中に業務運営関係委託料22万5,000円の予算計上がしてございますが、内容について申し上げておきますと、これはリハビリ教室の業務委託料というものでございます。

それから、予算書55ページの一番下ですが、006自立支援医療助成事業費です。資料は33ページの上です。同様に、主だったところについてはこちらのほうにも記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書は56ページに移っておりまして、007地域生活支援事業費です。これも資料がございます。33ページの下です。内容等については、こちらのほうを見ていただければというふうに思います。

そうしますと、予算書56ページ、下に下がっていただきまして、目の5障がい者福祉施設費に入りまして、まず、002障がい者福祉施設管理費です。内容ですが、これは、障がい者地域活動支援センター、これの指定管理料が主なものということです。

それで、その下に、予算書56ページの一番下ですが、003障がい者福祉施設整備事業費というところで、次のページにわたって記載をしております。これにつきましては、資料34ページの上に、その内容については記載をしております。現在建築をしております障がい者総合支援センターの整備経費、これがここに載っているというところで見いただければというふうに思います。

それでは、予算書、少し飛びまして、今度は58ページです。

○議長（安永 友行君） 課長、ここから、ちょっと休んで。児童福祉費じゃろ。

○総務課長（野村 幸二君） はい。

○議長（安永 友行君） ちょっと、休もう。

ここで休憩します。10分間。

午後4時03分休憩

.....

午後4時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計予算の説明を引き続いて行います。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、予算書は58ページでございます。58ページ、民生費、児童福祉費、目の1児童福祉総務費のところから進めてまいります。まず、右側の002児童福祉総務費235万3,000円の予算計上です。その中のところで、1点、説明加えておきたいと思います。中に、業務運営関係委託料128万4,000円の計上がしてございますが、内容につきましては、子育て支援ヘルパー派遣事業、この委託料ということでございます。

それから、予算書のほう下がっていただきますと、006次世代育成支援対策費です。これは、資料34ページの下に、その内容を記載をしておるものであります。1点、ちょっと説明加えておきたいと思います。資料にも書いてございますが、資料のほうで言いますと、子育て支援ガイドブック改編集印刷123万2,000円というものがあるかと思えます。これにつきましては、さきの補正予算のところでも説明させていただきましたが、平成30年度の事業の執行を31年度のほうに回すというふうに説明申し上げました。その部分はここに出てきているというもので見ていただければと思います。

それから、予算書58ページの一番下です。007子育て世代包括支援センター事業費でございます。資料は35ページの上にその内容について記載をしております。資料にもございますように、母子支援コーディネーターの賃金、そうしたものが主なものということでございます。

予算書はめくっていただきまして59ページです。008地域子育て支援拠点事業費です。この部分については、資料は35ページの下にその内容について記載をいたしております。子育て交流サロンにかかわっていただく、そのサロンで雇用をする職員の報酬あるいは賃金というものが主なものでございます。

そうしますと、予算書は目の2保育所費に移ります。予算書ページで言いますと、60ページにお進みください。002保育所総務費です。資料は36ページの上です。内容につきましては、また資料のほうもごらんいただき、お読み取りをいただきたいというふうに思います。

それから、予算書の60ページ、下ですけれども、004朝倉保育所費、総額では943万9,000円の予算計上でございます。朝倉保育所につきましては、2月27日の全員協議会で

31年度の運営について御説明を申し上げたとおりでございます。そうした内容に従って、予算を計上いたしておるところでございます。

予算書はまためくっていただきまして、今度61ページに進みます。007子ども・子育て支援事業費です。これは、資料は36ページの下です。資料にも書いてございますが、主なところは、保育所に係る運営負担金というところでお読み取りをいただきたいと思います。その他補助金等もここに入ってくるというところがございます。

それから、予算書61ページの下ですけれども、目の3放課後児童対策費です。002放課後児童対策事業費です。資料は37ページの上です。これについては、予算書、次のページにまたがっておるところであります。これも資料にもおつけしております。予算書の62ページのところで見ていただきますと、業務運営関係委託料1,228万円の予算計上でございますが、放課後児童クラブ運営業務の委託料というものでございます。

それから、予算書は62ページ、下に行ってくださいますと、今度は生活保護費です。目の1生活保護総務費、002生活保護総務費です。資料は37ページの下に、その内容について記載をいたしております。予算書は63ページにまたがって記載をいたしております。また、資料とともにお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書63ページの下のところでは、003生活困窮者自立支援事業費です。ここに、業務運営関係委託料という表現が出てまいります。1,564万2,000円の予算計上です。内容につきましては、自立相談支援事業、これに係る委託料というところがございます。

それでは、予算書、次に進めさせていただいて、今度64ページです。衛生費、保健衛生費、目の1保健衛生総務費に入ります。002保健衛生総務費です。ここの下に進んでいただきますと、骨髄移植ドナー等支援事業補助金23万1,000円の予算計上がございます。この補助金につきましては、新規の補助金というところで見いただければというふうに思います。

それから、予算書64ページの一番下ですけれども、003保健衛生施設費です。ここににつきましては、保健センター、それから、六日市病院の横にありますヘリポート、その、いわゆる管理経費を予算計上してあるというものでお読み取りをいただければと思います。

予算書は次に進んで65ページです。005地域医療対策費でございます。これは資料がありまして、38ページの上です。ここに、その内容等について記載をいたしております。六日市病院に対する支援のところが主な内容というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、予算書65ページの中段から下ですけれども、目の2母子衛生費です。002母子衛生総務費です。これは、資料38ページの下にその内容について記載をいたしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

それから、予算書はその下で、下がっていただきまして、003子ども等医療費助成事業費です。

これも資料39ページの上に、その内容については記載をいたしております。御確認をいただければと思います。

それから、予算書は次に進んでいただきまして、66ページです。005妊婦健診事業費です。これにつきましても資料がございます。39ページの下に、その内容、事業概要等について記載をしておりますので、御確認ください。

それから、予算書は次に行って、007母子保健医療対策総合支援事業費です。これ、資料は40ページの上です。事業費総額といたしましては153万7,000円の予算計上でございます。資料を見ていただきますと、主な経費というところで記載をしておりますけれども、要は新規事業というものでございます。そのようにお読み取りをいただきたいと思っておりますけれども、町内にごございます助産院との連携事業に係る費用というところでございます。

それから、予算書66ページの中段から下です。目の3予防費、003予防接種費です。これは、資料40ページの下に、その内容については記載をしておりますのでございます。

それから、予算書は次に進んで、67ページです。005がん検診推進事業費です。総額で1,090万6,000円の予算計上でございます。これは資料があります。41ページの上です。がんに関連する各種検診の委託料等、これが主なものというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、その下に下がっていただきまして、次の目の4健康増進費です。003食育推進事業費ということで、これは資料の41ページの下です。文字どおり、食育というものの推進に係る経費を予算化をいたしておるものでございます。最初に出てまいります嘱託職員については、管理栄養士さんの報酬部分というところで見ただけであればというふうに思います。

それから、予算書は次に進みまして68ページです。目の5環境衛生費に入ります。まず、002環境衛生総務費です。この中に業務運営関係委託料1万8,000円という予算計上がしてございますが、中身については、獣医さんの派遣委託料というものでございます。

それから、その下の003環境衛生施設費です。これは資料がありまして、資料42ページの上です。内容につきましては、斎場、それから七日市の公衆トイレ、この施設に係る、その管理に係る費用の予算計上ということでございます。

それから、予算書、次のページです。今度は予算書69ページ、中ほどからですが、衛生費、清掃費、目の1清掃総務費です。まず、002清掃総務費というところで、業務運営関係委託料150万円の予算計上がしてございます。内容につきましては、一般廃棄物の運搬委託料ということでお読み取りをいただければと思います。

それから下がって、003し尿処理対策費、建設水道課の下の003し尿処理対策費です。これは、資料は42ページの下にその内容について記載をいたしております。この中にあります予

算書、それから資料にもありますとおり、その主なものにつきましては、浄化槽の維持管理費、補助金、それが主なその予算の内容というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書69ページの下ですけれども、目の2ごみ処理費です。まず、002不燃物処理事業費です。1億1,769万6,000円の予算計上です。資料ございまして、43ページの上にその内容について記載をしておりますので、御確認いただければというふうに思います。

ここで、1点、説明加えておきますと、鹿足郡不燃物処理組合設備整備負担金ということで6,726万4,000円のもの、新規で負担金で計上させていただいております。内容につきましては、同施設で使っている機械設備の更新に要する費用、そうしたものの負担金ということでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、予算書69ページの一番下ですけれども、003可燃物処理事業費です。これについては資料がございまして、43ページの下です。予算書は70ページにまたがっております。

70ページのほうに進んでいただいて、上のところすけれども、ここにも業務運営関係委託料1,528万円の予算計上がございます。中身については、可燃ごみの収集運搬に係る委託料ということがございます。

それから、その下、004資源ごみ処理事業費です。明細の中に、そこにも業務運営関係委託料というのがあります。212万3,000円の予算計上ですが、中身については収集に関する委託料というものでございます。

それでは、予算書70ページの一番下です。今度は労働費、労働諸費、目の1労働諸費です。002労働諸費であります。資料44ページの上に、その内容については記載をしております。

○議長（安永 友行君） 課長。

○総務課長（野村 幸二君） はい。

○議長（安永 友行君） ここで置こう。ここで切ろう。農林水産業費は、あとにしよう。

○総務課長（野村 幸二君） わかりました。

労働諸費については、資料44ページの上のところに、内容については記載をしておりますので、御確認、お読み取りをいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本日の会議は、これで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日は、これで延会をすることに決定をいたしました。

なお、明後日午前中、現地調査ですが、午後1時から本会議を行います。なお、服装については、午前中の服装で結構でございますが、靴等が汚れる可能性もありますので、その辺は配慮して入場してください。よろしくお願いいたします。

本日は、これで延会にします。

午後4時34分延会
